

平成30年陸別町議会6月定例会会議録（第2号）

| | | | | | | |
|----------------------------|--------------|---------------------|-------------|--------------|------|-------|
| 招集の場所 | 陸別町役場議場 | | | | | |
| 開閉会日時 | 開会 | 平成30年6月15日 午前10時00分 | | | 議長 | 宮川 寛 |
| 及び宣告 | 閉会 | 平成30年6月15日 午後3時00分 | | | 議長 | 宮川 寛 |
| 応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 |
| 出席 8人 | 1 | 中村佳代子 | ○ | 8 | 宮川 寛 | ○ |
| 欠席 0人 | 2 | 久保広幸 | ○ | | | |
| 凡例 | 3 | 多胡裕司 | ○ | | | |
| ○ 出席を示す | 4 | 本田 学 | ○ | | | |
| ▲ 欠席を示す | 5 | 山本厚一 | ○ | | | |
| × 不応招を示す | 6 | 渡辺三義 | ○ | | | |
| ▲㊟ 公務欠席を示す | 7 | 谷 郁司 | ○ | | | |
| 会議録署名議員 | 中村佳代子 | | 久保広幸 | | | |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | 事務局長 早坂政志 | | | 主任主査 吉田利之 | | |
| 法第121条の規定により出席した者の職氏名 | 町 長 | 野尻秀隆 | 教育長 | 野下純一 | | |
| | 監査委員 | 飯尾清 | 農業委員長（議員兼職） | 多胡裕司 | | |
| | 選挙管理委員会委員長 | 石川忠義 | | | | |
| 町長の委任を受けて出席した者の職氏名 | 副町長 | 佐々木敏治 | 会計管理者 | 芳賀均 | | |
| | 総務課長 | 高橋豊 | 町民課長 | （芳賀均） | | |
| | 産業振興課長 | 副島俊樹 | 建設課長 | 清水光明 | | |
| | 保健福祉センター次長 | 丹野景広 | 国保関寛斎診療所事務長 | （丹野景広） | | |
| | 総務課参事 | 高橋直人 | 総務課主幹 | 空井猛壽 | | |
| 教育長の委任を受けて出席した者の職氏名 | 教委次長 | 有田勝彦 | | | | |
| | | | | | | |
| 農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名 | 農委事務局長 | 棟方勝則 | | | | |
| | | | | | | |
| 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名 | 選管書記長 | （高橋豊） | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

◎議事日程

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|----|---------|----------------------------------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 一般質問 |
| 3 | 意見書案第1号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 4 | 意見書案第2号 | 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について |
| 5 | 発議案第2号 | 議員の派遣について |
| 6 | | 委員会の閉会中の継続調査について |

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので御了承願います。

日程に入るに先立ちまして、本日、陸別中学校の生徒及び教諭が傍聴されます。広報に使用するため、広報担当者による写真撮影を会議規則第103条の規定に基づき許可しておりますので、御了承願います。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番中村議員、2番久保議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（宮川 寛君） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番本田議員。

○4番（本田 学君） それでは、一般質問をさせていただきます。

本日は3点、官民連携事業について、診療所の運営について、バイオマス事業についてということで、町長に一般質問したいと思います。

まず、第1点目の官民連携事業ということで、これからの陸別町、少子高齢化ということで、これからさまざまな困難というか、来るのではないかとということで今回の質問に入りますが、私自身、5年、10年、これからの先を見て、すごく大事な場面に来たかなと思っております。もう既に副町長が座長になって、構成メンバー、民間事業者として株式会社陸別町振興公社、そして有限会社浜田旅館、そして関連団体として陸別町商工会、そして陸別町観光協会、私もこのメンバーに入っている人間であります。そして金融機関は、帯広信用金庫陸別支店、そして陸別町ということでの構成メンバーで進んでいるところであります。

この官民連携事業の名前というのは、陸別町観光交流活性化促進地域協議会というものが立ち上げられ、昨年度2回ほど話が進められておるところであります。目的として、陸別町観光交流活性化促進地域協議会の形成により、施設運営や各種イベントの事業継続及び発展を担う官民連携組織の設立ということで、概要は陸別町では官民により観光振興の取り組みがなされているが、町内体制に余裕がなく、かつ高齢化が進んでいるとともに、観光施設の老朽化も進み、施設運営や各種イベントの事業継続に懸念がある状況となっている。そこで協議会を立ち上げて、どのようにこれからしていったらいいのかということでもあります。

きょうは、難しい入り口から始まらないように、中学生がきょうは傍聴に来ていただいております。一つ一つわかりやすく質問したいなと思いますので、わかりやすく答えていただければなと思います。

なぜこれが大事なのかということは、後のまとめのほうにいきたいなと思っておりまして、一つずつ今の状況、そして課題ということで、三つに分けて質問したいなと思っておりまして。そこでイベント、そして経済状況、そして観光の三つということで、きょうは町長の現状把握と、これからについてということで質問したいと思います。

まず、イベントということで、人口減の問題で、人口減ということだけではないのですが、イベント等もこれからの継続が困難になり、4月にパッチ選手権は、既にファイナルということで終了してしまいました。これから、イベントが多いまちにとって、余りマイナスな考え方はしたくないのですが、しばれフェスティバル、そしてオフロードレースなど、これから先、一つ一つの積み重ねが30年、40年ということでやってきたとは思いますが、開催困難になる状況かと危惧しております。もちろん私、議員であります、観光協会長という立場もありますし、そこら辺の町長の考えとマッチングさせていくということがあるのかなと思って、質問させていただきます。

これから、工夫も限界がやってきているのかなと思っておりまして、町長の現時点のこのイベントに対する課題と現状ということで、どのように把握しているか、まず伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の御質問なのですが、議員おっしゃるように陸別町、この管内でもイベントの多いところということで知れ渡っているのですが、イベントでこちらは観光ということを考えておるわけなのです。風光明媚な、例えばきれいな湖があるだとか、きれいな景色があるだとかそういった観光、人がいないというわけではないのですが、イベントほど人がいなくても態勢さえ整えば人が来てくれると。ところがうちのまちはそういったものがないので、イベントを一生懸命、もともと民間の力が強くてやってきているということでございますが、議員も心配しているように私どももこの前、まさしくパッチ選手権のときに、これがファイナルで、終わりですよということで、まざまざとやっぱりそこら辺を担う人たち、高齢化もありますし、やっぱり人が少ないのだなと、そんなよ

うなことを考えております。

それでこういった事業、取りかかっているということなのですが、議員の皆さんには前回、協議会でも大ざっぱな説明はしてきたのですが、もう一度ちょっと、もう少しわかりやすく、中学生の皆さんもいるので、この事業を少し説明してみたいと思います。

この陸別町観光交流活性化促進地域協議会、この事業の説明なのですが、これは昨年4月、国土交通省の先導的官民連携支援事業の（仮称）陸別ステーションしばれ480、にぎわい観光施設運営事業からスタートしたものでございます。それでいろいろ横につながって、かみ合ってくるとは思うのですが、私ども町職員、条例で100名という定数でいつもお話ししているのですが、そのうちの約35人が専門職、お医者さんであったり看護師さんであったり、保育士さんであったりということで、事務職65名で役場内の仕事を回しているということですが、年々、国で言うほど仕事は減ってこなくて、逆に事務量が増加してきているというのが現状であります。

そういった場合に、職員の定員をふやせばいいのかというようなことも安易には考えられるのですが、今はそういう時ではないなと感じておまして、行政のスリム化を図る必要があるなど。それが、これがいわゆる私の中では、役場改革のそれにつながっていくものでないのかなと、そのような思いでこの事業を考えております。

そしてあと、イベントにも絡んでくるのですが、町内イベントの事務局、そして先ほどから言っている担い手不足、担い手対策、そして収益や雇用を生む新たな組織づくり、行政のアウトソーシングの受け皿、事業経営、収益向上、雇用の促進の検討をしていくものである。わかりやすく言えば、ここが第1の役場としたら、第2の役場、そういったものをつくりたくて、この事業を進めているわけなのです。国土交通省の指導によりまして、事業は地域プラットフォーム事業として採択を受けて、今、言ったことを目的として、いろいろなそういう危惧を何とかクリアできるようにと、この事業を今進めているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 今の町長の説明のとおり、今の事業、始まっていていると思います。国土交通省からの100%補助ということで、進んできている事業かなと。なぜ私がここにいろいろこだわるかというと、陸別も2,400人なにがしかの、切る、切らないというところで人口もなってきました。

次の質問の中に経済状況の町長の把握というか、そういう質問になるのですが、やはり3,000人を切ると、農業、林業、商工業とありますが、商業という場面になると物すごいきつい、人口減という問題だけではないのですが、きつい部分になって、苦労しながら商売をやっているような状況もあります。これから、この事業の中だけではなく、担い手委員会とかもありながら、いろいろ町民の意見を聞いてやっていくという流れになっていくと思うのですが、町長は現状の経済状況というのをどのように把握しておりますか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 経済状況についてなのですが、今、おっしゃるように人口二千四百何人か、2,500を切ったのですが、もう2,400ぐらいになってしまいました。人口減、なるだけ減らないような施策を打っているのですが、なかなかカンフル剤というものはないという、苦勞しているのが現状であります。経済状況としましては、農業、林業、農業は確かに十勝の生産高等を見ましても、地元の農業者の皆さん、または農協の指導や何かもあって数字は上がっているのですが、取り巻く環境もいいということは、それは間違いないのですが、数字は上がっています。また、林業もいろいろ苦勞しながらでも一生懸命やってきて、循環型のもを目標して一生懸命やって、一番つらいとか、やっぱり商業者が一番つらいなど。私も商業畑出身でございまして、この職になってみると、なかなか商業者にほかの産業と同じような補助等々は少ないですし、さきに中村議員からもいろいろ質問もあったのですが、商業者に対するそういったものということで、今、内部的に検討して、大変さはよくよくわかるので、商業者もなければまちの機能というのは、やっぱりこれは果たさないで、そこら辺を守るべく、何がしか対策ということで現に進んでいますし、また、そこら辺、皆さんの御協力を得るようなことで報告、また次の機会に申し上げたいなというふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） そこで、人口減対策ということでの一つなのですが、私が思うに交流人口を、やはりここで人口がふえていけば一番いいことなのですが、交流人口、イベント等々で陸別にきていただくという人口をどんどん、たくさんつくって、今までもイベント等々でやってきたと思うのですが、その中にりくべつ鉄道とか、天文台がありまして、全道、全国に発信しているのではないかと思っております。

ただ、観光客を陸別に受け入れるというところでは、なかなか来た方がどこに行ったらいいとか、そういう情報の発信の場所がない。観光協会もなかなかそこに今やれていないというところ、それと現状では、限界だということがあるのかなと思っております。そこで点と点を線で結ぶというこの情報発信ですね、これからそういう場面になってくるのかなということで、人口減、経済のことがあったりだとか、さまざまな今のマイナスとか、部分を起死回生ではないのですけれども、今の協議会で一つの形が、ちょっと見えてきたのかなと思っております。

これらの今までのお話なんかを踏まえて、この協議会が発足されて話し合いが進んでいるところではありますが、実際にこのメンバーで共有している今の方向性というのは、陸別町には三つ、主な三つの会社がありまして、陸別町振興公社、主に物産館の運営ですね、それと銀河コーポレーション、これは天文台、そして天文台の売店、それとコテージ等々ですね、それと銀河の森、バスの委託を受けたりと、この三つの会社。そして、そこで株主さんの問題もあって、ここでの発言がどれぐらい影響するかというのは置いておくにして、一思いというところで理解していただければいいのかなというところがあります。それで、この会社を統合して、観光イベント、物産とか、それを統合して情報発信の拠

点になるのではないかなと思うのですが、まずソフト面の一つとして、今のこういうやり方について、町長はどう思われますか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まさしく議員のおっしゃることと同じ、今まで進めてきたのはまさしくおっしゃるとおりで、そのことをいろいろ出し合って、その意識を共有したというスタートラインには立ったのではないのかなと。これからは、それを今度また進めていきたいなというように思います。

また、会社統合等につきましては、いろいろ、簡単にいくものではないと思いますが、のんびりもできないので、そこら辺もこれからその協議会、一生懸命充実したものにしていってこれればなど、そのように考えております。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） ソフト面の統合とかというのは、結構簡単のように見えて、今、町長がおっしゃるとおり、さまざまな難題というか、それぞれ独立していることがありますので、人的な問題とか、お金の問題とかさまざまあるので、それは思いという形で、今、ここで発言はさせていただきたいなと思っております。

そこでハード面が一番、これからなぜこの質問するかという中の重要なところにまずハード面、これから統合とかそういうものは、ある程度のいろいろなお金はかかることはあると思うのですが、ハード面となると数千万円なのか、億なのかということが起きます。この話し合いをしていくと、必ずその場所がどうなのかとか、どこで情報発信していくのだとか、第二役場というのはどこに行くのかということは、これは平行して考えていかなければいけないのかなと。そこでなぜこの質問をきょうしたかというのは、ここにポイントがありまして、やはり町民の皆さん、そしてここにおられる職員の皆さんなり、議員の皆さん、そしてきょうは中学生も聞いておりますし、皆さんで情報共有して、今、こういう状況なので、こういう生き金を使っていきますという方向性が必要なのかなと。

私は議員になる前から、やはりこういう情報発信の場所というか、観光インフォメーションが必要なのではないかと思い、議員も今2期目になり8年目になったということで、これが1丁目1番地ではないのですけれども、この観光インフォメーションの必要性を自分で考えてきました。これから高速道路、小利別―陸別間が七、八年の間につながる中、これから道の駅を中心としたまちづくりになっていくのかなと思っております。

そこで無理難題を今言うかもしれませんが、やはり道の駅のどこかに建物を建てるなり何なりをして、そこが一番人が集まる場所、ぷらっととかいろいろあると思うのですけれども、道路一本渡るといってはなかなか厳しいものがあつたりとかなので、その敷地内にこれからそういう場所というもので、建物というもので必要になってくるのではないかと。今、ここで建てますとか建てませんとかということではなくて、情報の共有をしながらこれを進めていかないと、必ず壁にぶつかって建物をどうするのだ、ではあいているところにいけばいいだろうという理論では、どうしようもないのかなと思い、町長の考えを

聞きたいと思って質問をしております。いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 複雑に入り組んで、絡んでくるのですが、交流人口、また今、インバウンドの外国人が北海道にもかなりいらっしやっていますし、道東のほうにも少しずつふえてはいるのですが、やっぱりそれは高速道路がつながったら、また目覚ましく変わってくるなと思います。また、そうなった場合、今度は受け入れる態勢がどうだとか、我々のまちでどうなのか、そこら辺も考えていかなければならないでしょうし、協議会の中でもそういう話が出ているのではないのかなと思います。

私も中学生の皆さんと年に1回いろいろお話をする機会があって、いろいろな御意見を聞くのですが、しっかりまちのことを見ているなど、こういうものがあつたらすごくいいのではないかと、こうだよねというのを遠慮なくいただいて、それを大事に持っていて、いつかはそれを実現させたいなというふうに思っているのですが、そういったものも、この小さなまちですから、単体で物をハード面つくるということも、もちろん大切かもしれませんが、そういった子供たちとか中学生の皆さん、また町民の皆さん、いろいろそれぞれの希望というのも違いますし、そこら辺を、複合的なものという考え方もひとつあるのではないかなと、そういったものもぜひ考えていく、そういう時期に来ているのはもう間違いないかと、そんなことを考えています。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 今、町長がおっしゃるとおり、中途半端と言ったら失礼なのですが、そういうものでなく幅広い意見の中から建物なのかということに、ハード面に来ると思うので、役場内も課を超えてではないですけれども、あと7年か8年で高速が来る、来てから考えるとかというのではなくて、今から進んでいくような策を、課をまたいで、今の中学生の皆さんからの御意見とかということであれば、教育委員会なり何なりとかいろいろ課をまたいで協議して行ってほしいなと思います。ぜひ同時進行で、お金の面等々、頭に入れながら、当然入っていると思うのですが、入れながらやってほしいなと思います。

次に、診療所の運営ということで質問したいと思います。

院外処方となり、この質問通告書に書いてあるとおり、起債の償還額も大幅に減少したにもかかわらず、一般会計からの繰入金が増額となっているということで、人口減少とかさまざまな要因はあるのかなと思っておりますが、まず、ここに院外処方ということで、院外薬局について、今の時点での質問したいなと思っております。

前回さまざまな角度から院外薬局という、院外処方、院外薬局ということで質問させていただきましたが、院外処方となり時間も経過してきて、一番の問題点は診療所からの距離が遠いということで、これが問題だったのかなと思っております。院外薬局になれば、ジェネリックだとか、さまざまないいところというのは、当然、出てきているところかなと。その先に、コミュニティバスだったり、宅配だったりとか、さまざまな工夫がされて

こ

こに来ているのかなと思っております。

しかし、やはり不便だという声は少なくはありません。私のところにも苦情というレベルではないのですけれども、やはり不便だという声が少ないのかなと思っておりますが、現時点の院外薬局ということで、町長の把握しているとか、町民からの意見の中でどのような反応があるかということをもっとお伺いしたいなと思っております。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 院外薬局については、遠くなったというのは間違いはないのですが、大体の方には理解していただけたものと思っています。

ただ、薬、足の悪い方や何か自分で歩いて行ったり、また、ハイヤーに乗って行ったりしていることもあるのですが、そういう方は、ざっくりばらんに薬局のほうに言えば、次からの配達とかしていただけますので、そこら辺を説明すると、親切にしてくれるのだねと、そういったことが、意見もいただいているので、そこら辺、もう少し知らしめていかなければならないのかなと、そのように思っています。おおむね了解していただいているのではないかと、そのように思っています。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） それは町民のなれというか、こういうまちなのだよということの流れなのかなと思います。さまざまな努力をしている姿というのが、町民に浸透しているというのも事実かなと思います。ただ、私の考えで院外薬局というのは、やっぱりこの距離ではないなという考えがあります。

ふらっとも、さまざまな中の、どういう経緯でここへ来たかということも承知しており、自分ではわかっているつもりです。近い将来か、遠い将来かではないのですけれども、私の思いはあそこの近くにあったほうが良いという思いなので、それは一応こういう場で町長に伝えたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御意見として伺っておきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） そこで繰入金のお話のほうにいきたいなと思います。

3月定例の資料をもとにということのほうがわかりやすいのかなと思ひまして、よろしいですか。それでまず前提で、このことを言うと現場の人たちに、もしかしたら失礼に当たるのかということになりかねないというか、ここで一つ言いたいのは、職員の皆さんも看護師の皆さんも本当に一生懸命、先生もやっているという前提の中にこの運営、どうしても数字、議会には数字が出てきますので、ただ数字だけを追ってこの質問をするということではないということだけ、了解いただきたいなと。

きのうの補正で副町長からも説明があつて、本当に苦労しながら人材を集めてやっているのだなというのは、本当に理解している上での話であります。そこで平成28年の決算

以降、29年度からは起債の償還がなくなっていった流れであります。でも繰入金も伸びていっていると、大体4億円の中に2億円赤字ではないですけども、それをどうやって補填していきますかとかという流れなのですけども、簡単に言うと4億円の売り上げが必要で、4億円の経費がかかるのに2億円の売り上げで、その2億円をどうしましょうかという話になっていくと思うのですけれども、平成28年度の決算では財政対策分ということで、1億866万円ですか、そして29年度のこの資料で予算ベースでいくと1億4,000万円、そして30年度でいくと1億6,000万円、ふえていく流れですね。

これは、今、新聞でたまたま他町の病院に苦勞しているという話もあり、ちょっとした危機かなと、この数字はですよ。いろいろ分析ではないですけども、人口減ということもあつたりとか、看護師不足の中の、きのうの経費等々を見てもわかるように、こんなものもあるのかなと自分で思いながらいるのですけれども、これこのままいくとどうなっていくのかなという不安の中で、町長はこの運営というか、トップとしてどう思われるかという、まずその質問から入っていきたいなと思っています。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それではまず余り余計なことなくて、今の質問で、新年度で見れば繰入金だけでも、繰出金の絡みで、これなかなかちょっとトリックがあるというか、ちょっと詳しく説明したいなというふうに思うのですが、繰出金合計が例えば平成29年度の決算では1億4,500万円ぐらいですよ。この中から交付税で措置がされておりますが、普通交付税で1,160万4,000円、また特別交付税で5,729万8,000円と、交付を受けております。

これを引くと、一般財源からの持ち出しは7,660万5,000円ということなのですが、これでまた国保会計で受けて直診会計に交付される国からの交付金、これはへき地診療所分として3,800万円が、またわかりやすく言うのであればということですので、全体で見れば3,850万円ぐらいが、一般財源からの支出ということになっております。この数字がどうこうでないのですが、1億4,000万円、5,000万円というと、そればかり見ているとどんどん上がっていくような雰囲気もあるのですが、これを聞くと案外ほっと、私どももいつもしているのですが、そういうものというふうになっていきます。

議員も最初に言っていたのですが、それはまた後の議論に、どうしていくのだということ後の議論になるかと思いますが、それに頼らず少しでも減らすように、その経営努力というのはこれからも間違いなく必要だと、そのように考えております。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 簡単に言うと、1億4,000万円の中で1億円ぐらいが、ちょっと数字の確認だけしたいのですけれども、1億4,000万円だとしたら、今、足し算して合っているかどうかわからないのですけれども、1億円ぐらいは入ってきて、4,

000万円が実質の持ち出しという意味ですか、そこがちょっと大事だということか、口頭だけ、聞き取りがあれだったのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） あくまでも29年度ベースなのですが、先ほど、目に見える繰出金の合計が1億4,551万円ですね、そして普通交付税、特別交付税、足したものの6,891万2,000円が入ってきます。そうすると1億4,000万円から6,891万円引いたものが、差し引き7,660万5,000円になりますよね。なおかつ、それから国保よりへき地診療所分として3,804万7,000円が入ってきて、それも引かれます。ですから、わかりやすく言うと、町の負担額は3,855万8,000円ということになります。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） わかりました。この数字だけ、このからくりでなっていて、本当に、町長が言うように、それを聞いてちょっと安堵ではないですけれども、ということなのです。これはいいか悪いかは抜きとして、そういうお金を充てにしないと継続ができないというのが事実の、経営となるのですけれども、そこがからくりだと今説明で、そんな中どっちにしてもそういうお金が入ってこなければということの経営状態というのが変わらないということで、その策ということではないのですけれども、いろいろ入院患者だとか、さまざまな今、受け入れの中で非常に苦労しているのかなと思います。

きのうの話もそうですし、先生、看護師、職員は一生懸命やっているというのも、これも事実なことだと思います。しかしながら、町民目線でいきますと、高齢化は進み、今後、例えば運転免許の返納がふえていたりだとか、これから、例えば訪問診療、これも今、人手不足の中にこれをやろうとすると、結構大変な部分になってくるかなと。それとももちろん先生の指示がないと、そういうふうにはならないという部分がありますが、そんな中、今の運転免許の返納があつて、車に不便な人たちのためにコミュニティバスがあつたり、ハイヤーの補助があつたりだとか、社協がやっている移送があつたり、いろいろな手だてはあるのかなと思います。

ただ、このまちに生まれてこのまちで死にたい、一生を遂げたいという中には、やっぱり訪問診療という部分が一つの課題になっていくのかなと。この道路というか、交通を便利にしたところで、解決できない部分というのが出てくるのかなと思うのですが、これが診療所の運営にはね返っていくかということではないのですけれども、そういう求められているものもこの中に、診療所の運営という中に入ってくるのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、基本的に私のほうから話しておきたいのですが、陸別、この立地を考えてみましても他市町村まで結構キロ数がある。この診療所は、町内で唯一の第1次の医療機関であるということは、間違いなことでありまして、また、町民の皆さ

んの安心・安全のよりどころとなっているということは、議員も御理解いただけるのではないのかなと、そのように思っています。

ですから、現在の体制、これは入院病棟の段取りをする、そして24時間救急の処置、そして時間外の受け入れ、ここら辺をしっかりとやっていける、そういうものを維持、これは絶対維持していかなければならないと、そのように考えています。

また、議員おっしゃるように、確かに高齢化率も三十七、八%ぐらいですか、陸別町もなっています。訪問診療だとか訪問看護、そこら辺の充実に向けて、これは介護保険や福祉部門との連携を密にしてやっていかなければならないのですが、そこもやっていきたいなと思います。

先に、今の診療所の体制、詳しく今まで話ししたこともないと思うので、現状を言いますと、医師が2名、そして放射線技師が1名、薬剤師1名、看護師の体制は正職員10名、長期臨時が1名、応援看護師2名、これは現在ですが、計13名でございます。平日は、夜勤帯2名、これは病棟夜間救急対応、日勤帯で外来3名から4名、これは病棟2名の配置でございます。休日に限っては夜勤2名、日直2名ということになっております。

それと現時点で、これはまだまだ訪問診療だとか看護、満足はっていないかもしれませんが、今できる範囲でこれもやっています。訪問診療は4名の方、そして訪問看護は2名の方をやっております。これは先生も、両先生ともにこれに関しては、御理解、御協力をいただいているものと私は思っておりますし、内部の体制を整えながら、徐々に議員がおっしゃるように、充実したものにしていかなければならないなど、この高齢化を含めてそんなことを日常考えているところであります。

ただし、私どもも商売をしております、商売の経営の面から言うと、数字をぼっていきますと、商売で言うと、これであればこの部分、例えばこれは入院を切り捨てて、そしてそれに伴って看護師さんもその数は要らないから減らすと。そしてあとは経費削減にみんなで努力して、そして診療報酬をもっと高くするというというのは、それは鉄則ですが、そういうのは一切私は考えておりません。ただ、経費削減と、もちろん体制の充実は考えるのですが、これだけは、絶対今の体制は保持していきたいと、そのように考えておるところです。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） まさしく今、多分この後に言いたかったことを言っていたたのですけれども、今の経営のことをやっていくと、町民とのギャップというのが、どんどんどんどん今言ったように削減だとかできないということがいくと、ギャップがどんどんいくので、経営は経営でどうしても数字が出てくることなので、それはやはり町長の責任のもとにはないのですけれども、経営という部分はシビアにやっていかなければいけない部分が出てくるのですけれども、やはりそれで解決できないというか、それをやってしまうと本当に不幸になるのは町民ということで、そのギャップが広がっていかないように、要望はたくさん来ると思います。こんな科をつくってほしいとかいろいろな、でも

そこはいろいろ決めるというか、ここでこうやっていくのだよというやり方が必要なのかなど。でも安易に入院患者を受け入れませんかとかということにはいかないような経営の中で、うまく工夫してやっていってほしいなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） おっしゃるとおりでございます。本当に人口減、それに伴ってやっぱり人が減れば診療報酬も普通でいけば減っていく、また、これは皆さん御存じのように看護師さん不足、今回もそうですが、ずっと募集を出していてもやっぱり応募がないと。また、応募があったとしてもなかなか若い人は来てくれなくて、ある程度年輩の高給な人だと、そういう人件費の抑制がなかなか難しいなと。あと、問題は、あの施設も新しいなと思うのですけれども、もう十四、五年たしかたっていると思うので、いろいろ発生していますね、やっぱり修繕や何かも出てきます。

そして先生が診断、診療するのに診療器具、ここら辺もずっと辛抱して使っていればいいというものでもなくて、いい物で早く発見したり、そういう物も必要でないのかなと、そんなことも考えています。小さなまちの診療所の経営というのは、本当に各町村皆さん頭を悩めていますし、それ以上になって今苦勞しているところもあるのですが、うちのまちはだからといってサービスの低下とか、そういったサービスの減少につなげようとは、私は考えておりません。

先ほども言いましたが、前向きに知恵を出し合って、そして改革できるところはもちろん、皆さんに協力をいただいて改革をしていきながら、町民の皆さんに信頼していただけるような診療所になるように頑張っていきたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） ぜひ安心という部分で、どうしても病院とはずっとつながっていくことなのかなと思っていますので、大いに議論して、現場と密接なつながりの中に、いいほうに行ってほしいなと思います。

最後の質問ですが、バイオマス事業についてということで、ちょっと復習というの兼ねて、経緯をちょっとお話をさせていただいて、今の時点の状況という質問をしたいなと思っています。

昨年の5月29日の臨時議会で1,296万円、バイオマス事業導入支援業務ということで三つ、当時の資料をもとにお話をさせていただきますが、陸別町系統連携申請書作成・申請支援業務、そしてバイオマス事業仕様書作成・申請支援業務、それと陸別町特別目的会社設立補助業務ということで1,296万円、この議会で可決されました。私も議員として、ここで可決、賛成したということで責任があると思って、ここで改めて質問をさせていただきたいなと思います。それと、町民からどうなっているのだという声もあり、現状とこれからということで質問をさせていただきます。

昨年、1月19日と9月8日の2回にわたり、産業常任委員会で農協との懇談会という

形で、バイオマス事業だけではないのですが、いろいろ懇談をしました。そのときにバイオマスの必要性ということで、かなり強い要望、まあ、意見交換等々をしました。その間、先ほども言いましたが、バイオマス事業導入支援業務ということで、5月29日に1,296万円の補正が可決され、6月には同僚議員の一般質問もあり、3月の定例でも同僚議員の質疑があり、きょうという形になったのかなと思っております。

その中で、ことしの3月末で業務が完了ということでありましたけれども、今のバイオマス、新聞等々を別に信用しているとかしていないとかという問題でなくて、先に町民のほうに知れ渡っていくというこの現実の中に、議会としての町民からの質問には、まだそういうふうなことを説明受けていないとか、まだ決まっていませんよとかという答えしかできない現状があります。そこで、このバイオマス事業についてということ、きょうは事細かいところまで質問するという考えはないのですが、現状、どんな状況なのかという、やるとかやらないとかということではないのですけれども、現状の農協さんとの、前回、副島課長が質疑で答えたように、JAさんと協議しながらという流れもあると思うのですけれども、今、現状ではどうなっているのかという質問したいなと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは、バイオマス事業についてということなのですが、このバイオマス事業、これは農協さんとか農家の方々は常々思っていたと思いますし、私も、陸別町は上流域のまちですから、下のまちに対して尊敬されるまちにならなければならないというようなこともあります。また、環境問題もありますので、早くから私はバイオマス事業について調査してみたいなという希望もあって、進めてきている事業というのがまず1点でございます。

それで今までの動き、議員のほうも今話しをしていただいて、私も照らし合わせをしたのですが、ちょっとかぶるかもしれませんが、もう1回参考のために。まず、議会における経過なのですが、29年2月21日に議員協議会で説明していると思います。その後、29年5月29日に第3回の臨時議会で、三つの委託業務の補正、議員がおっしゃったとおりですから中身は申し上げませんが、そして平成29年6月定例会で、多胡議員の一般質問がありました。当時、あの時点で、私、詳しく話せるものはございませんでしたので、大ざっぱなことしか答えていなかったということ。まあ、この事業、建物を建てるとか、橋をつくるのかといったのはまた全然違ういろいろな許認可だとか、ちょっと動きは「こそっと」という言い方はおかしいのですが、まず内密にやっついていかないとまくいかないというようないろいろな要素もありまして、答えられなかったというのがあったのですが、多胡議員からも6月定例会で質問を受けました。3月の議会での課長答弁も、これは久保議員の質問に課長が答えております。委託業務の成果品に基づいて、今までも農協さんと協議をしながら進めているが、今後も農協、農業者の方と協議して、議会の皆様にも報告、相談しながら進めていくこととなるということでございました。

現在の状況としまして、委託事業の成果品は受け取っております。平成28年度までの

調査に比べてより細かく見ていくと、収支の問題などが出てきているというのが間違いないことをごさいますし、収集運搬、私、最初から言っているのは、個々の農業者の皆さんだとか、個々の法人だけでやるということは、それはできないのです。やっぱり産業として、この事業をやるしかない、そういうことで進めてきているのですが、収集運搬、あと散布にかかわるいろいろ経費がかかるとか、建設費本体、これがすごい高騰しています。値段が、当時とは比べものにならないほど値段が高騰している。また、維持管理費の高騰、あとはガスの発生量の見込み、安易にこのぐらいでこれだけ発生するよというようなことで、どうしても進みがちなのですが、やっぱりそこら辺を精査しなければならない。事業規模も当初大きいので精査すると、ガス発生量の見込みが当初よりも低い、そこら辺で数字的に言えば簡単ではないなど。収支見込みがなければ、また先行き心配であれば補助金等にも、それは補助金の対象でないですよと、そういうようなことになりますので、今は改善策等を内部で検討しながら、また、農業者の皆さんへの説明、今後改めて行うことを予定しております。これらについては、農協さんとも打ち合わせ済みで、一緒に説明会や何かをやろうということで今進む段取りをしていると、そんなようなことです。

また、北電、一つの許認可の北電とは、接続等について協議をしております。これは系統連携及び電力購入申込書の届け出は出しておるところです。現時点では、そのSPCという特別会社設立までには進んでおりませんが、今後の予定については、平成30年度は継続して農協、また農家との話し合い、会社設立登記、並行して資金関係の検討、土地についての調整、各種手続、ボーリング調査だの測量だのいろいろ、そこら辺も土地については手続や調査をしていかなければならない。補助金交付申請準備等、先ほど言ったものですが、ここら辺も見込まれてくるなど、そのように考えているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 簡単に言うとやる方向で、やるやらないということではないのですけれども、今のでいくとやる方向というか、当然、1,296万円を補正したときから、この事業についてはやるという方向でいくのですけれども、でも今の話の中に莫大なお金がかかってとか、多分いろいろ来たときには、やりませんというまだラインでもなく、やるラインでもなく、まだそっちに向けてはいくというような方向性でいっているというか、ここが一番わからないところなのですけれども、いくのだというゴールを目標にだっ—といっているのか、まだここでこうやっていて、すごい巨大な、何が言いたいかという、自分の持論ではないのですけれども、今、言った入り口と出口って大事なのですよね。運ぶのにどうするのだと、どれくらい経費がかかるのだと。熱が出て、それを夢、ロマンでトマトをつくりますだとか、いろいろなことをしていきますではないのですけれども、これどうやって維持管理していくのだという、多分、そういうことだと思うのですよ、きっと。今一番大事なところに入って行って、ここがまだお金かかるから、ではどこかでやめますとかというラインが、当然の今の話の流れでは来るのかなと思うのですけれども、そこら辺の認識というのはどんな流れで、今、あれなのですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この事業に関しては、議員おっしゃるように、間違いなく私も最初から、先ほど最初に言ったように、上流のまちだと。必要性を感じて進めてきたわけがありますし、農業者の皆さん、また農協の皆さん方もやっぱり必要で困っているという、そしてまただんだん大規模になってきているということで、すごく余計に、加速度的に必要性もあると。それで、やるという目的でももちろん、やめるという目的でこうやって進んでこないですね、それはもちろんできる範囲でやれるようにやってきた。

ただ、いろいろそこに至るに当たっては、事業費も大きい、そして安易に今困っているから、この事業を30億円も40億円もかけてやってしまおうという事業でもないというのは、これは皆さん御理解していただけるのではないかと。それがなかなかさっき言ったように、当初と違ってやっぱりいろいろな経費が高騰しているとか何だとかというのがありますし、実現できる可能性があれば、それに向かって盛んに精査しているというのが今の状況でございます。

ですから、今の時点で、これは全然できないからやめなければならないとか、絶対やるよとか、今は私はそういう時点ではないと、もうちょっと先のことかなと、そのように思っています。ただ、そんな長い先ではないのは間違いありません。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時57分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番本田議員。

○4番（本田 学君） 時間も迫ってきたのであれなのですけれども、町民の理解が得られないと、きっと商業でもそうなのですけれども、農業でもそうだと思うのですけれども、そういう莫大な金額が行くとき、当然、議会で話しして、今の1,296万円も当然可決して、賛成というかしているの、行政側の責任だけではなくて、こういうところへ上がってきたときには、ほかの議員がどう考えるかわからないのですけれども、僕自身は責任があると思っています。

だから、どこまで今流れが行っているかというところと、でもここまではお金をかけないとわからないから、やってみましょうというのは全然大丈夫なことだと思って、だけれども、一千何百万円というのはすごい莫大な金額ですから、やろうとしているのが数十億円のものであれば、これはこのぐらいはかかるだろうという基本は、自分では持っているつもりです。ただ、町民にとっては一千何百万円というお金は、これ使ったのがどこまでいってどうなっているのだという、こういう話になってしまうので、新聞報道でばあっと出てとかとやったときに、説明できる自分でいなければいけないというのがまず基本です。立ち位置として。

今の町長の説明のように、行くのだということでもありますけれども、やっぱり、もしか

したらブレーキをかけなければいけないかもしれないし、今の精査しているという段階の理解でよろしいですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） おっしゃるとおり、今はこうやって進んできたのですから、もちろん可能性に向かって進んでおります。

ただ、先ほど最初から言ったように、普通の建物をつくるとか何とかと違うというのは、もう御理解いただいたと思うのですが、やっぱりここまでなるのにもそこそこ調査費を使わないと、この事業は進んでいかない。そして事業的に規模が、今まで陸別でもかかってないぐらいの事業費ですから、そこら辺は町民の皆さん、また議員の皆さんにも理解してもらう形で進めなければならない。そのときには、そういったような判断をしなければならないような時期は来るかもしれない。ただ、今はそういうことは全然、私の中でもまだ判断する時期ではありませんし、可能性に向かって今進んでいる、真剣に調査しているところであります。これは農協さんも一緒に情報共有して進んでいるところです。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 時間も来ましたので、ぜひ議会にも情報提供等々をいただきながら、自分自身も真剣に、このことは考えていきたいなど。

まとめであります。きょうの三つの質問の中の二つは、やっぱり人口減のことで、マイナスにいきがちなやつをまたここで踏ん張って、いろいろ知恵を絞っていこうという、きょうの質問だったのかなと思っているのですけれども、今後、本当に人口が減っていつ、うつむきにならないような明るい未来が来るような政策を期待したいと思います。

最後にお答えいただいて終了したいなと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まさしく我々、皆さんと一緒に闘っているのは人口減の問題というのが一番大きくて、ただ、きょうもいろいろやりとりさせていただいて、私どもも感じたのですが、先ほど病院の繰り出しや何かの件もいろいろ仕掛けというのがあります。そういったことをこちらからもやっぱり、そういったわかりやすい方向性でこれからもいろいろな面で、質問があればもちろん答えますし、こちらからも提供できるようにしていきたいと思っております。いずれにしても頑張っていこうと思っております。

○議長（宮川 寛君） 次、2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、一般質問をさせていただきます。

きょうは、まちづくり推進会議の所掌事務及び統一的な基準による財務書類の公表、そして小中一貫教育の取り組みにつきまして、町長並びに教育長にお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

まず、まちづくり推進会議の所掌事務と統一的な基準による財務書類の公表につきまして、町長にお伺いいたします。

最初に、まちづくり推進会議の所掌事務についてであります。きょうは中学校の生徒

さんの傍聴をいただいているわけでありまして、このまちづくりにつきましては、町長を含め役場だけで物を考えるのではなくて、また、大人だけではなく児童生徒を含めて町民全体で考えるものと、そういう観点で質問させていただくわけですが、そのシステムの一つとして、まちづくり推進会議があるわけでありまして、そのことについて考えてまいりたいと、そのように考えております。

まちづくり推進会議、これは条例で、町長の諮問に応じて調査審議し、答申するとなっております。前議会定例会、ことしの3月議会であります。移住定住促進住宅建設等補助事業に関する質疑において、まちづくり推進会議への諮問時期の関係で、対象となる事業を平成29年度中に執行するのは難しいと判断した旨の答弁がありました。そして今後の対応として、新年度からは毎月第3金曜日に会議を開くこととし、申請を受けてから諮問、答申、補助決定の流れをスムーズに行えるようにするとしております。

条例に定めるまちづくり推進会議の所掌事務の一つであります。補助金交付の適否に関することには、景観形成補助金については交付要綱に相對する形で規定されておりますが、まちづくり補助金交付規則、民間活用住宅建設事業補助金交付要綱、移住定住促進住宅建設等補助金交付要綱、これらではそれぞれに事業の採択、または不採択の決定に際してまちづくり推進会議に諮問するとしているものの、まちづくり推進会議の所掌事務としては規定されておられません。この不整合はいかかなことかと思うわけですが、そのことよりもこの会議の最も大切な事務は、総合計画など各種計画の審議にあると思うわけでありまして、きょうはそれについてお伺いしたいと考えております。

このまちづくり推進会議の所掌事務につきましては、一昨年6月と9月、そして昨年12月の議会定例会において、近未来のまちづくりのビジョン、第5期総合計画の進捗状況に対する審議、そして主要な施策と予算に関する議論などについて伺いましたが、いずれも諮問機関としての機能以上のものは、想定されていないというお答えに終始しているわけがあります。しかし、最近では、まちづくり基本条例を制定する自治体がふえていることに加え、まちづくり推進の町民会議等を設置して、まちの主要課題や施策の進捗状況を町民が定期的に確認、検討して町政の改善、向上を図ることを目的に、これは陳情や要望を聞くのではない、まちづくり全体にかかわる町民の考えを聞く仕組みをつくっている自治体もあるわけがあります。

その趣旨は、施策の計画や決定、実施においては、町民と行政がともに責任を持つと、そういう考えに立つものと言われております。当町にとりましても、町民参画の視点でまちづくりを議論する場合、それを担うのは数多い委員会及び会議等の中でも、このまちづくり推進会議ということになる認識のお答えをいただいております。

質問であります。ことしからはまちづくり推進会議を定期的に開催するということがありますから、この機会に、この諮問にこだわらないでまちづくりを議論できる会議になってほしいと、私は願うわけですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この、まちづくり推進会議を諮問にこだわらない会議にしていくべきだということですが、本年度から陸別町まちづくり推進会議は、毎月第3金曜日に開催をしております。現在、委員は10人で組織しています。

推進会議では、私どもの諮問に応じまして委員が調査、審議し、答申するものであります。必要に応じて、会長が調査、審議事項にかかわる説明を、町職員等に求めることができるといふふうにもなっています。平成29年度は8回開催されております。景観形成事業13件、移住定住促進住宅建設等補助事業19件、まちづくり事業1件、あと不在業種の選定だとか、過疎計画、地域自立促進計画の一部変更、陸別町空き家等対策計画の策定、これは平成29年から32年までのものとして行っております。

私ども、議員おっしゃるように、このまちづくり推進会議というものは、やっぱり推進会議の調査また審議の仕方など、これから協議検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 今後、検討いただけるということでありまして、確かに条例の前文というか、冒頭で諮問というものがまず出てくるわけでありまして、確かにまちづくりのビジョン、これらも大きなものでありますけれども、諮問すれば諮問ということになるわけでありまして、ぜひそのような改善の方向で検討いただきたいと、そういうふうを考えているわけでありまして。

直面する事案を審議することも大切であります。今申し上げましたように、ちょっと先の近未来のまちづくり、いわゆるビジョンを議論することも同様に大切なことだと思っております。施策には実行が伴わなければならないわけでありまして、ビジョンは人の心に、方向性と希望を導き出すものであります。したがって、具体的なものだけでなく、広く諮問という言葉が生きるのであれば諮問していただき、有用な会議にしていただきたいと、そのように考えております。

先ほど、まちづくり基本条例について触れましたが、これを制定している自治体においては、それによってまちづくりに関するさまざまな施策の交通整理が行われているわけでありまして。当町では、総合計画を最上位の計画と位置づけてまちづくりを進めておりますので、この総合計画の基本構想等を調査、審議するまちづくり推進会議の所掌事務が、極めて重要なものになると思っております。

現行の総合計画、これは平成31年度までですので、その改定、第6期ということですが、それに向けて今年度は基礎調査のための予算が計上されております。これがそれに当たるかわかりませんが、総合計画の策定プロセスに住民参加の機会を設け、住民のニーズや意見、提案を計画的に反映させる仕組みを取り入れる自治体がふえております。

以前にも質問させていただいているわけでありまして、地方自治法の一部を改正する法律が、平成23年8月に施行されまして、総合計画の最上位に位置づけられる基本構想の策定義務が廃止されております。このことが基本構想や総合計画、そのものの役割を終え

たということではなくて、これらに対しては自治体の主体性を尊重して過去の定義にとらわれることなく、独自の工夫を導入した総合計画の策定を促す措置と言われております。

それで質問であります。現状はどうかといいますと、計画自体が形骸化していて、日常的に使われる計画とはなっていないように感じております。この計画は町内の関係する団体等にも配られているわけですが、これは私自身の経験から言わせていただければ、この計画は予算や補助金を確保する際の根拠資料、これは道や国に対してもそうなのですが、根拠資料として使う程度になっているのではないかと感じております。甚だ失礼な物言いになりますが、庁舎内を含めて、この総合計画がまちの将来の指針になっているとお考えか伺います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まちの総合計画の基本構想等、今のは平成27年から31年であったと思うのですが、各関係機関へのアンケート調査、また各団体や協議会等に意見、要望などを聞きまして、検討を重ねてこの基本構想ができております。ですので、形骸化しているものだとは、私どもは考えてはおりません。また、検討の場では、町の担当者も出席しておりますので、町民各団体の意見が反映されておりますし、時代に合った、まちの指針に合ったものと、そのようにとらえております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 町政執行方針には、町財政についても述べられておりますが、町の歳入の大部分、これを占める普通地方交付税の減額が続いており、厳しい財政運営を余儀なくされていくと。そして、これは町政執行方針の文言になりますが、「そして、町民ともども知恵と工夫を出し合って大胆な発想の転換を図っていく」としてあります。

以前にも申し上げましたが、今日、さまざまな法律に基づく個別分野ごとの計画が策定されておりますが、計画間の整合性を図ることは当然のことでありまして、その調整はまちづくり推進会議における調査、審議を通して行われるべきもので、そのことによって町政執行方針に対する町民の理解と協力、これは先ほど申し上げましたが、町民の責務でもあります。それにつながるものと思っておりますが、お考えを伺います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町議会の議決すべき事件に関する条例の中で、第2条の2項、陸別町総合計画基本構想及び基本計画というのは、議会の議決すべき事件ということになっておりますので、これは御理解いただきたいというふうに思います。

今の質問なのですが、各個別分野の計画につきましては、まちの総合計画に反映されているものと考えておりますが、これは当然のことですが、個別計画の大幅な変更のとき、また、総合計画の見直しなどが必要な場合は、まちづくり推進会議で調査、審議しております。参考のために、平成29年度は、過疎計画、地域自立促進計画の一部変更、陸別町空き家等対策計画の策定、これは平成29年から平成32年まで。平成28年度としましては、第5期陸別町総合計画後期基本計画の策定ということになっております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 質問を続ける前に、今の町議会の議決すべき事件に関する条例についての詳しい説明がありました。このことにつきましては私も同様に認識しておりまして、先ほど申し上げましたのは、地方自治法の一部改正、これでは地方自治法はもともと基本構想のみ議会の議決が必要と、そのようにされておりまして、陸別町はそれより基本計画、実施計画も含めているということで、より議会を尊重していただけたのだと、そのように理解しておりました。そういう認識で先ほど申し上げたわけでありまして、先ほどの質問は地方自治法の改正の部分だけであります。

それでは質問を続けます。

限られた財源を有効かつ平等に使う施策を展開する、このためには町民目線で評価するシステムの創設が必要であります。このことにつきましては、以前にも行政評価のことで質問させていただいております。このことは一応申し上げまして、いずれこのことも検討されるのだろうということで、次の質問に移ります。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時17分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 次に、統一的な基準による財務書類の公表について伺います。

本年3月、統一的な基準による当町の平成28年度財務書類が公表されました。これは平成26年5月、総務大臣通知により、平成29年度までに統一的な基準、いわゆる新地方公会計による財務諸表の作成が求められていたことによるものであります。その目的は、住民や議会、外部に対する財務情報のわかりやすい開示による説明責任の履行、財務運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産、債務管理や予算編成、政策評価に活用し、財政の効率化、適正化を図ると、このようにされておりまして。平成27年度から、固定資産台帳の整備に関する業務委託が行われてきて、今回の公表になったものと思っております。

この統一的な基準による財務書類では、資産とその資産を形成するための財源調達の状態を示す貸借対照表、それから行政サービスに要するコストや行政サービスの対価として徴収する使用料及び手数料などの経常収益を対比させて表示した、いわゆる企業会計で言う損益計算書に当たる行政コスト計算書、そして純資産が年度中にどのように増減したかを示す純資産変動計算書、さらには1年間の資金の出納状況を表示した資金収支計算書の4表を公表することになったものであります。

これまでの現金主義単式簿記の会計制度に加えて、新たに発生主義、複式簿記といった企業会計的な要素、これを取り込むことによって資産や負債の情報、これまで見えにくかったコストの把握が可能になったこと。そして公会計の基準が統一されたことによっ

て、全国の自治体間での比較が可能となって、全般的な財務状況がより明らかになることで、適切な行財政運営が確保されていくものと期待をされているわけであります。早くから取り組んでいる自治体も相当数ありまして、随時、広報等で町民に提供をされていると、そういう状況にあります。

ただ、公表されました財務諸表を見ますと、地方公共団体特有の制度でありまして、これは、これまでは現金主義会計であるにもかかわらず、当該年度に現金出納の伴わない繰越明許費を予算計上するなど、会計の原則からいけば、いわばイレギュラーな取り扱いが今般は解消されて、これに相当する歳入歳出については、発生主義の対象科目である流動資産と流動負債で補完されるものと思っておりましたが、公表されました資料を見ましたら、そうはなっていないと。

さらには、地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれる償還ですが、含まれる金額も負債に計上されている。このような状況の中で指標による分析が適正に行えるのか、お聞きしたいことがたくさんあるわけですが、時間の都合上、別の機会に改めて質問させていただきたいと思っております。とはいいまして新たな会計のシステムが導入されて、日々、予算が執行されているわけでありますから、きょうは導入に関する内容について2点お伺いいたします。

1点目は、仕分け入力についてであります。これをリアルタイムの財政状況を把握するためには、取引の発生都度に伝票単位の入力を行うのが望ましいことではあります。その事務処理の負担に対応できるのか。一方、予算・決算は、今後も従来どおりの現金主義に基づいて行われると思っておりますので、負担の少ない期末一括仕分による整理、あるいはリアルタイムの財政状況把握とは対極になってしまいましたが、決算統計データの活用にとどめるのか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 少し堅い話になろうかなとは思っているのですが、会計処理の方式として、議員も御存じかと思っておりますが、民間では発生主義会計ということでやってございます。また、国・自治体等は現金主義会計、この二つに分けられるのではないのかなと、そのように思っています。

さきの発生主義会計というのは、これは支出・収入の発生が確定した時点で金額を計上すると、また、資産の減価償却も計上できて、正確な財務状況が把握できます。ただし、貨幣性資産の裏づけがあるわけではないので、未収金を計上する特性もあるということになっています。

また一方、現金主義会計なのですが、これは実際に現金が動いた時点で計上されるために、現実性が高い点はメリットがありますが、長期的に管理される資産など、耐用年数に応じた減価償却などが、議員おっしゃるようにはできないということになっています。

普通地方公共団体の会計方式、これは地方自治法第208条によりまして、毎度4月1日に始まり翌年の3月31日に終わるもので、各会計年度における歳出は、その年度の歳

入をもってこれに充てなければならないことから、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義方式を使用しているところでございます。

国は、地方自治体の資産や債務の実態を把握するため、発生主義的な考えを取り入れた決算資料を求めてきております。平成26年5月23日付総務大臣通知による平成29年度までに、統一的な基準による財務諸表の作成を求めた資料と、この通知によりまして、今回平成28年度を公表したところであります。

一般会計等の歳入歳出データから仕分けをする方法といたしまして、取引の都度伝票単位ごとに仕分けを行う日々仕分け、それと日々の取引の蓄積を期末に一括して仕分けを行う期末一括仕分とかがあります。仕分けをするには、そのような機能を有する財務会計システムというものがようになってきています。陸別町が加入している北海道自治体情報システム協議会においては、期末一括仕分方式を採用しているため、日々仕分けに対応する事務処理はできないというのが現状であります。

リアルタイムの財政状況の把握も必要とは思いますが、当町の限られた財源を賢く使うという側面では、町の財政状況の適正把握、また行政サービスに係るコスト等の把握、議会や住民に対する報告をすることによりまして、財政マネジメント強化を図って、毎年度の予算編成等に活用していくことを進めていきたいと、常々そのように考えているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 期末一括仕分入力ということでありますから、恐らく現行のままいけば、9月の決算認定と同時に出来るのだろうと、そのように考えております。したがって、施策の評価とか、そういうものを考えた場合、予算編成も同時に考えた場合、1年近いタイムラグが生じるということで、将来のシステムの考え方の見直しを我々は期待するわけでありまして、そのことを申し上げまして、次の質問に移りたいと思いません。

○議長（宮川 寛君） 休憩いたします。10分間休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時39分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは続けます。

統一的な基準による財務書類の公表の2点目の質問であります。資産情報を活用することで、町が保有する公共施設等の老朽化の程度、それから将来の更新に必要な経費の推計、これらが可能になると思います。この統一的な基準による財務書類の書類の作成においては、補助簿として固定資産台帳の整備が行われているはずであります。公共施設等の維持管理については、昨年12月の議会定例会でお伺いしているところでありますが、既

に当町は公共施設等総合管理計画を策定して、取り組まれているとのことでありました。

したがって、この公共施設等総合管理計画を運用するに当たっては、固定資産台帳をもとに資産老朽化比率などの指標を数値化することで、更新に係るコスト等の推計にも活用できるのではないかと思うわけではありますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 平成26年4月22日付で、総財務第74号総務大臣通知によりまして、公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進において、平成28年度中に公共施設等総合管理計画の策定を求められておりました。

本町における有形固定資産の老朽化率は、平成28年度末で42.3%ということになっております。平成28年度に作成した公共施設等総合管理計画で、現在の施設を同規模また同一内容で更新した場合、ちょっとびっくりしたのですが、今後40年で約620億円が必要とされております。現在は、各分野において保全更新から予防の保全へとシフトしておりまして、我が町においてもインフラ資産、これは橋梁整備、上下水道、道路、公営住宅等、これらは計画的な施設マネジメントにより、国の補助金や交付金を利用して施設の長寿命化を図り、さらには平成24年度に策定した町単独の公共施設営繕計画によりまして、施設の計画的な営繕を実施しているところであります。また、長寿命化計画や公共施設営繕計画を立てることで、計画的な財政支出の平準化に努めてまいりたいと、そのように思っています。今後においては人口減少、また少子高齢化などの町内情勢の変化に対応した施設整備が必要となり、施設の集約化、複合化などを含めた道筋も必要になると、そのように考えております。

また、公共施設総合管理計画に基づいた個別施設の計画についても必要な時期となっており、例えば役場庁舎については、建設から30年経過しておりまして、耐用年数的にはあと20年の使用が可能ということにはなりますが、計画的な施設マネジメントにより施設の長寿命化、さらには効率的な施設改修による改修費用の軽減につながると、そのように考えております。

参考までになのですが、皆さん御存じのように、特定の目的基金として公共施設等維持管理基金というものもつくっているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいま答弁いただきました資産老朽化比率の42.3%、これはほかのまちに比べて非常に低いと思います。ですから、耐用年数がまだ浅いというか、そのようにとらえていいのかなと思います。あとは基金を参酌したその兼ね合いですね、それらも出てきますが、比較的建物が新しいとそういうふうと考えていいのだろうと、42.3%というのは、そういうことだろうと思います。

質問続けます。当町の公共施設等総合管理計画、これには公共施設と、これにはインフラ資産を含めてであります。その更新費用が試算されております。先ほども答弁の中で

620億円という数字も出ておりましたが、これは現状の公共施設等を同一規模、同一内容で維持するとして、それぞれの耐用年数経過後に建てかえた場合の費用試算となっておりますが、この総合管理計画では、これまで5年間の実績であります。これ単年度に平均いたしますと8.1億円ということでありまして、そして今後の数字といたしまして、この1.9倍の15.5億円が、毎年度必要になると、そのように試算されております。実情といたしまして、この数字は対応が不可能な数字であると、そのように考えております。

したがいまして、今後は、公共施設等の資産を縮減する方向で活路を求めざるしかない、そのように私は思うわけでありまして。

それでは、次に、教育長への質問に移ります。

それでは通告の3件目ですが、小中一貫教育の取り組みについてお伺いします。

議会3月定例会において、平成30年度教育行政執行方針が示されました。その中の小中一貫教育の推進につきまして、「町がこれまで取り組んできました小中連携教育を発展させ、小中学校が「目指す子供」の姿を共有し、義務教育9年間の学びをつなぐ小中一貫教育を平成31年度に開始するための準備を進めてまいります」、そのようになっております。そして、その推進体制として、「学校教育推進協議会を解消し、新たに小中一貫教育推進委員会を設立いたします」ということでありました。

既に推進委員会が組織されて、協議が進められているとお聞きしているわけですが、これは教育行政としては、大きな変革になると思っておりますので、今後、1年足らずの中でどのように準備を進めるのか、これは私にはこれに取り組むことの是非を論じるだけの見識を持ち合わせておりませんが、携わる常任委員会の所掌事務ということでもありますので、何点か確認をさせていただきたいと、そのように考えております。

この小中一貫教育の教育的な意義につきましては、これまで必ずしも肯定的な捉え方ばかりではなかったと思っております。10年ほど前の北海道教育委員会の小中一貫教育調査研究事業報告書では、学習面において教科名は同じとはいえ、断続的かつより高度な内容を含む授業を受けることは、児童生徒の学習内容へのつまづきを促進するとしておりました。しかし、その後、学習指導要領の改訂を繰り返す中で、発達の段階に応じた学校種間の円滑な接続、連携の観点が特に重視されてきて、教育的配慮を行うことにより中学校入学以降の学習や生活への不適應感を解消し、義務教育の9年間を通して培う力を連続的、系統的に育成していけると、そのように考えられるようになったと言われております。

最初の質問であります。この小中一貫教育が求められている背景とその目標につきまして、これまで小中連携教育に取り組まれてきたわけですが、これに取り組む段階、これは初期の段階のことではあります。その時点からこの小中一貫教育への移行が想定されていたものなのか、それとも小中連携教育の目的が既に達成できて、さらなる新たな取り組みが必要になったと、そういうことなのかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 当町における小中連携教育であります。当初、平成14年当

時、中学校が学力向上フロンティア事業という3年間の指定を受けておりました。その中で、当時、教育長が道外の先進地事例をもとに、小中学校連携教育の推進を図ろうということで、提案をして進めたのがこの最初であります。それから、平成16年の教育行政執行方針に、特色ある活動として、小中学校連携教育推進事業ということが、執行方針の中に位置づけられました。その目的は、小学校から中学校への円滑な接続ということであり、それ以降、推進の構造図だとか、あと研究構造図などが充実してくるわけですが、今、質問のあった、当時から平成28年に制度化、法律の中で制度化された小中一貫と言われるものを想定していたのかということ、私のとらえ方ですけれども、当時としては小中一貫という教育課程まで想定したものを、想定してはいなかったのではないかと、うふうにとらえております。

加えて説明いたしますと、私は平成24年に教育長に就任しましたが、平成25年から道の中1ギャップ問題未然防止事業、それから平成26年から28年まで小中連携一貫教育実践事業という道教委の前半が委託事業、後段が指定事業であります。これらを取り組むところから小中一貫教育というふうなことを念頭においた取り組みが本格化したというふうな、私としてはとらえているところであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいま答弁いただきまして、連携教育の当初から教育長の認識としては、この一貫教育を想定したものではなかったとお答えいただいたと、そのように受けとめております。

文部科学省、これは小中連携教育を、小中学校が互いに情報交換や交流を通して、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すような教育としておまして、小中一貫教育は小中連携教育のうちの小中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指す教育とこのように定義づけていて、それが今年度の教育行政執行方針でも述べられております「小中連携教育を発展させ」と、そのような表現になっているものと思っておりますが、これまでも義務教育9年間を通じた小中学校連携教育推進事業に取り組んできておまして、既に答弁されておりますが、特に平成26年度からの3か年間は、小中連携一貫教育実践事業の指定を受けております。

それで端的な聞き方になるのですが、小中連携教育と小中一貫教育の違い、これはどこに置いているのかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） まず、文科省が示している定義をちょっと説明したいと思います。

まず、小中連携教育とはということで、小学校、中学校の教員がお互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すさまざまな教育のことということで、当初この目的で今まで進んできたものであります。小中一貫教育

とは、今、説明した小中連携教育のうち、小学校及び中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のことということでありませう。

まず、教職員が中学校を卒業するときの目指す子供像を共有するというこゝと、そのための教育課程を編成して、系統的な教育を目指すということ、ちよつと同じことを繰り返して説明してしまいましたが、例えば9年間をひとまとまりと捉えた学校目標の設定、それから9年間の系統性を整理した小中一貫カリキュラムの作成、それから9年間を見通した学習、生活規律の設定などが上げられるものと考えております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 文部科学省、これは小中一貫教育の制度設計といたしまして、1人の校長のもとで原則として小中学校の教員免許を併有した教員が、9年間の一貫した教育を行う新たな学校種とされる義務教育学校、それと独立した小学校・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を行う小中一貫型小学校・中学校、この二つの類型を提示しているわけですが、一応、今後の質問の仕方に影響いたしますので、先に陸別町は31年度からどのタイプに取り組もうとしているのか、まずお伺いたします。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 当町といたしましては、今、議員の質問のあった2番目の小中一貫型小学校・中学校を目指していきます。この小中一貫型小学校・中学校の中にも、文科省で示しているものには形態が二つあります。そのうちの一つが、小中学校ともに同一の設置者であつて、小中一貫教育を進めるものが、併設型小学校・中学校というふうな呼び名になっております。もう一つの小中一貫型小学校・中学校であります、小中学校の設置者が異なる場合、連携型小学校・中学校というふうな名称で呼ぶことになっております。本町の場合は、同一の設置者でありますので、併設型小学校・中学校というふうな形で進めていくことになります。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 小中一貫型小学校・中学校に陸別町としては取り組むということでありまして、そのパターンが二つあるということで、設置者が単独か複数かということでありまして、複数化というのは、恐らく町村をまたぐということなのだろうと思ひます。陸別は、そういうことでないということでありませうので、設置者が同一である小中一貫型小学校・中学校ということだと思ひます。

それで、この小中一貫教育の制度、これは市町村の判断で導入できるように法改正が行われております。そのような中で、当町は来年度の開始を目指すとしているわけですが、来年度を目指すその理由、それと最近の報道で目につくのは、義務教育学校の開設まで進めるところが出てきております。当町といたしましてもこの延長線上で、義務教育学校の開設に至るまで進むのか、お伺いたします。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 現時点ではというか、現在、義務教育学校を目指すという考えはありません。当町の場合は、小学校は全面改築、平成22年に終えております。それから、中学校も耐震化工事が完了しております、それぞれの環境の中で適した教育を施すことが、現在は優先されるべきだろうというふうに考えております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） かつて小中一貫校といえ、国立や私立の学校がほとんどであった中で、児童生徒個々の発達に対応した教育を行っていくためには、小学校と中学校の間で連続性、系統性の一貫性を持たせた教育を行うことの重要性や意義が見出されて、小中一貫教育を推進したり、小中一貫校を開設する市区町村がふえているのが現実であります。小中一貫教育の広がりや文部科学省が実施した実態調査で見えますと、取り組んでいる市区町村数は、この10年間で倍以上にふえていると言われております。実態がどのような状況になっているのか、また、冒頭の教育行政執行方針で触れておりましたが、導入に当たって小中一貫教育の準備のための新しい組織である、小中一貫教育推進委員会による先進地の視察等に対する交付金が予算化されております。このことにかかわらず、教育委員会としても独自に先進地の評価の蓄積が行われて、今日に至っているものと、そのように考えておりますが、その状況についてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 今、義務教育学校、それから小中一貫教育の導入状況の資料、すぐ提示できないので、改めて後で説明したいと思います。

後段の先進地視察ということで、これまでの教育委員会で蓄積している評価の内容ということですが、先ほど経過説明の中で、26年から道の指定を受けて、小中一貫教育実践事業の指定を受けております。これの最終年の28年に横浜市霧が丘学園、これは義務教育学校であります。それと道内では、中標津町の計根別地区にあります計根別の小中学校を義務教育学校化した計根別学園、この二つを視察しております。

横浜市は、日本最大の都市でありまして、現在も人口が膨張し続けていて、インフラのほうに優先されていて、教育的には非常な危機感を持って対応しているというふうなことで、日本のトップランナーというふうな自覚が非常に強いなというふうに思っております。横浜市としては平成17年度から、当時から小中一貫というものの捉え方を明確にした、横浜市の教育改革計画というものを樹立しております。市内の小中を一体型の施設、一体型の義務教育学校、それと併設型の小中一貫と分類しながら、総合的な横浜の子供たちの生徒像というものを示して、市内の小中学校に、教育課程も市内として独自のものをつくって、進めているというふうなことであります。

それで都会的な考え方であると思うのですがけれども、メインは中1ギャップと学力の向上というのが横浜市の大きなものと、それと「横浜の子」ということで独自の歴史など、やっぱりふるさと教育というものをあわせているということでもあります。

まず、ここで当町として特に必要なこととして捉えたのが、長期的な教育改革を示した

方針、理念というものを示すということが、まず大事だろうということを捉えてきたところでもあります。

中標津町における計根別学園ですけれども、きっかけとなるのが学校の老朽化による建てかえに伴って、小中合同の校舎を建てたほうがいいというのがきっかけではありますがけれども、もともと地域と学校との結びつきが、非常に強いところであるというふうに捉えております。部活と少年団活動の連携なども、地域とのかかわりが非常に強いというところでもあります。

それと、ふるさと教育ということで、中学3年生が修学旅行で行った場合、地元産品を修学旅行先で販売をする活動などが紹介されております。ここは6・3制ではなくて、三つの段階に教育課程を分けています。その理由は、今、子供たちの身体的発達が非常に早まっているというふうなことなどに対応するものでありまして、ふるさと教育の充実と発達段階における教育課程の編成というところが、特徴的なものだったというふうに捉えております。ここで学んだことは、まず、私も「陸別の子は陸別で育てる」ということ掲げておりますが、地域が学校と一体となって目指す子供像をつくり上げていると、それを実践しようとしているというところが、大きな特徴であろうというふうに思っております。

この2点におきまして、陸別町としても29年の当初から、子供未来プロジェクトというものを立ち上げて、そのプロジェクトリーダーとして教育委員会内部の職員を指名して、あわせて教育ビジョン、教育振興基本計画の策定という業務を担うということで、体制をとったところでもあります。その中で小中連携、従来の小中連携教育、それから今、取り上げようとしている小中一貫教育、あと地域連携、それからCSと言われる学校運営協議会のこと、それから平成32年度から本格化導入する新学習指導要領の部分、それから特別支援ということで、発達支援との連携ということで、これらを大きな事業項目として、一括して長期的な教育計画の中で進めようということで今進めております。

あともう一つは、中標津の計根別で学んできたことのふるさと教育、これの充実に向けていこうということを学んできて、評価づけしているところでもあります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 久保議員に申し上げます。あと10分しかないのですが、あと5分しかないのだそうです。このまま続けていきますか、それとも昼食を挟んでよろしいでしょうか。（発言する者あり）では、続けてください。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいまの御答弁で、この小中一貫教育の、取り組むに至る一つの理由として、一つの例ではありますが、教育分野のことよりも学校等のインフラの整備のことも、一つの例の中にあるというような答弁をいただきまして、さらには当町は建物の維持管理は既に一定程度されていて、そういうものを急ぐものではないというような内容ではありました。

さきにも触れさせていただきましたが、今般の学校教育法等の一部改正による文部科学省の通知では、この小中一貫教育の推進が学校統廃合の促進を目的とするものでないとしております。しかし、一方で今後、少子化に伴う学校の小規模化の進展が予想される中、魅力ある学校づくりを進める上で児童生徒の集団規模の確保や、活発な異学年交流等を意図して、小学校、中学校を統合して義務教育学校を設置することが、一つの方策であるとしていることを考えますと、当町のように一挙に義務教育学校の開設までには至らないにしても、いずれこの問題は考えざるを得なくなるのではないかというふうに考えておりますが、教育長のお考えを伺います。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） まず、本当に学校自体が小規模化だとか、クラスがえができない規模の学校などなど、統廃合についての手引きというものが文科省から示されているのも事実であります。

今後についてなのですけれども、都市圏の場合、それから地方の場合、それぞれにおいて市町村は社会の背景や、それからその地域の実態、実情に応じた判断によって、小中一貫教育の推進がなされてくるものというふうに思われます。これからはその現状を見きわめながら、将来を展望する必要もあるのだろうという感じも持っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 小中一貫教育の推進体制について、本来ならお伺いしなければならぬわけではありますが、時間がありませんので大幅に割愛させていただきます、あと質問2点にしたいと思います。

これは私の認識の違いかもしれませんが、さきにも引用いたしました文部科学省が示す小中一貫教育の制度設計、これでは一応、小中一貫型小学校・中学校、これは陸別が取り組む形態ではありますが、そういう場合であっても連携事業と区別するために、一定の要件が示されております。その中に校長の併任というのが一つあるわけではありますが、これをそのようにしなければならないのかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 結論から言うと、この併任というふうなことは、できるというふうなことであります。現在のところ、当町としては当初から併任をする考えはありません。これからの流れの中で、どういうところが小学校と中学校の連携とか系統性が出てくるか、それによって中学校の先生、小学校の先生にそれぞれ併任発令するかということが出てきますので、初めから管理職を含む全員に併任をかけるという考えはありません。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 制度設計の要件ではありますが、一応、できるという解釈でありますから、当町はしないということで、わかりました。

それでは最後の質問とさせていただきますが、小中一貫教育と地域とともにある学校づくりとの関係について伺います。

教育行政執行方針には、地域行事等への積極的な参加を通してコミュニケーション能力の向上や、自己肯定感の高まりが見受けられることから継続して推進するとしております。先ほど、教育長の答弁の中にも含まれておりましたが、「陸別の子は陸別で育てる」をスローガンに、まちぐるみで育む活動につなげるとして、土曜授業による学校を核とした地域づくりの観点を取り入れたふるさと教育を掲げております。文部科学省においても今回の学校教育法の改正に伴う義務教育学校の設置のあり方として、地域とともにある学校づくりの観点から、小中一貫教育の導入に当たっては、学校関係者、保護者、地域住民との間において、新たな学校づくりに関する方向性や方針を共有し、理解と協力を得ながら進めていくことが重要であるとしております。まさに、これがコミュニティ・スクールの機能ということになるものと思いますが、最後にお考えをお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 私もそのとおりだというふうに捉えております。小中一貫教育とコミュニティ・スクールは、両立して進めるということが重要でありまして、陸別においても小中一貫教育推進委員会の中に、既にPTA会長、これは保護者代表という位置づけ、それから学校評議員、地域代表という方に入ってもらっております。それは小中一貫教育の概要を初めから理解していただくという中で、スムーズにこれからのコミュニティ・スクールの導入につなげていきたいというものでありますので、今後も連携をとりながら進めていきたいというふうに思います。

それからもう1点、先ほどの併任の関係なのですけれども、しないということではなくて、どういう連携ができていくのか、それを見きわめながら併任発令を考えていきたいということですので、その御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 1時11分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

次、6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今回は、墓参道路と墓地周辺の整備ということでテーマを取り上げました。時間をいただきまして、順次質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以前もですか、ある議員の方からも墓地については何点か質問されていまして、重複のない中でお伺いしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私は、陸別で生まれまして、生涯ふるさとで、陸別で送れること、大変恵まれた環境にいるなど、今、幸せを感じているところでございます。人の寿命ですが、日本の平均寿命、日本人の平均寿命ですが、2017年ですけれども、男性が80.98歳、女性の方が87.14歳と、世界でも長寿国日本と言われております。ちなみにその前年度ですか、市町村の平均寿命の記事ということがありまして、私、ちょっと目を通しましたら、北海道の平均寿命、男性が80.3歳、女性が86.8歳、そして十勝管内の記事も載っております、十勝管内では男性の方が81.3歳で芽室町が第1位、そして女性では87.6歳、これが清水町が第1位ということで目にしました。そのとき本町の記事を見ましたら、男性が80.3歳、そして女性が87.1歳と、管内では中間の位置に立っております。

しかしながらも医療の発達とか、食生活の健康管理、これ、応援していただいても人間の命は限界があり、5年、3年、1年後ですか、今と同じような健康でいられるかといったら保障もなく、あすの保障もございません。今回、私、何度も墓地に足を運び、大変元気でいることに感謝をしまして、お参りをしながら現場を歩きました。久々にすがすがしく、気持ちよく足を運ぶことができました。

それでお参りについてですが、これ記事に載っていたのですが、日本人の墓参りの頻度は、実は4回という記事が書かれておりました。一般的に平均で2回というのが調査の中で、そういうふうにかかれていたのが一番多い記事でございました。そこで町長、町長は1年を通じて何回ぐらいお墓参りに行かれていますか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 最初、4回ということを知って、私、余り祖先を大事にしていなかったのだというような反省がありましたが、大体2回、多いときで3回ぐらいだと思います。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 町長も年2回ですか、お参りで墓を訪れているということは、日本人の平均の人に入っているということで、私もちょっと安心しております。そういう中で、町長も墓地に足を運ばれているということで、今回、少々理解をいただけるのではないだろうかということで、ちょっと安心したところでございます。

この陸別の墓ですが、町史によりますと、明治45年3月30日に区画を設定いたしまして、それから勘定しましても約一世紀近く経過をしております。行きましたら、大変歴史的な存在を感じる場所でもありました。4月の下旬ですか、今回のテーマに基づきまして墓へ足を運びまして、最近、墓石が陸別の墓地にどのぐらいあるのかなということで勘定しましたら、約572件を目視したところでございます。地理的に地藏様のある道路を中心に、今回これから私、質問するのですが、左側ですか、道路を行きましたら左側を北西部、そして右側を南東部に位置づけてお話ししていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず左側の北西部ですか、行きましたら、左側というのはごく新しい墓の区画になっておりまして、南側ですか、入ってすぐ右側の南側の下側、これは非常に面積はあるのですが、荒廃が激しく、大変ちょっと複雑な考えをいたしました。歩くたびにその上を歩いているのではないかと思って、常に手を合わせるような心境でございました。そこでこの墓地において、現在の区画数というのですか、町で区画を保有している数、また今までですか、許可された数、そして実際に今どれぐらいの墓の区画が残っているのか、この辺お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは墓地の区画数と許可件数、残区画数の現状ということでございますが、ちょっとさかのぼってわかりやすく、平成24年5月28日現在ですが、区画数が791区画、許可済みのものが722区画であります。そのうち建立されているものが694区画、未建立のものが28区画となっていました。それに対して、平成30年3月6日現在、区画数790区画、許可済みのところは699区画、建立されているところが671区画、未建立が28区画となっております。また、返還地が91区画あります。再利用可能地が30区画、追加可能地が8区画、困難地、これは狭小地や、あとお墓建設のミニコンボとか、そういうものが入れないような区画、それを困難地といたしますが、61区画でございます。

利用可能地のうち2区画取得可能箇所、2区画で一つというのが大体多いのですが、平成24年では8区画、ですから4件対応ですが、それに比べて平成30年5月時点では14区画ですから、7件の対応ができるということで若干ふえているなど、そういうところでございます。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今の数字を聞きましたら、あいているようで余りあいていないのが現状のように思いました。今回、周辺を見ましたら、道道沿いと、上り口付近とか、周辺に二、三カ所、墓が分散しておりました。あそこは複雑で、容易ではありませんが、1カ所にまとめたらいいあれになるのだろうなと思いつつも歩きました。

また、その墓地に行く途中には、中間点には平和の塔ですか、記念碑がありまして、戦没者144名の名前がありました。あれも今は裏からしか入れませんが、できれば正面のほうから入れればすごくいいなと思ったけれども、地理的に非常に厳しい環境にもありました。その手前ですか、円覚寺さんの裏になりますが、もとの陸別保育所の跡地でございます。今はきれいに整地されまして、関係者以外立入禁止の札、また車両関係の進入禁止のロープが張ってございます。あの跡地ですが、この先どのような利用予定があるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 旧保育所の跡地、これの利用についてですが、まず上の元の建物跡地、これに関しまして平成21年、新墓地予定地として58区画、2区画利用の場合で

29件分ですか、造成しましたが、その後、墓地返還、これは墓じまいだとか、納骨堂や他町村への改葬が増加傾向にありまして、現時点でこの新墓地予定地を条例化する予定はありません。また、その下のグラウンド跡地については、葬儀等の際の臨時駐車場として開放しておりますので、そこら辺は御了解いただいているのかなど、そのように思っています。

それで陸別墓地の返還及び許可状況の詳しい資料がありますので、ちょっとお知らせしたいなというふうに思います。

陸別墓地で平成25年度、区画地、これは返還が1件の1区画で、区画外が2件ということであります。平成26年は6件の8区画、区画外は3件、平成27年は1件の2区画、それで区画外は2件、平成28年、8件の10区画、区画外は3件、ちょっとふえてきていますね、平成29年は3件の6区画、区画外は1件と、計19件の27区画、区画外は11件というふうに、墓地の返還があるということでございます。

使用許可も同時に今お知らせしておきます。

同じく平成25年からいきます。1件、2区画、平成26年は2件の3区画、平成27年はゼロ件のゼロ区画、平成28年は1件の1区画、平成29年はゼロ件のゼロ区画ということになっております。計4件、6区画が使用許可ということでございます。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） そうしたら、だんだん今の状態で返還も出てきたり、いろいろな形で、通常あまりそんなに動いていませんけれども、場所的に中間で、それなりに使えることから、慎重な判断のもとで活用していただきたいと思います。

今回、テーマにより足を運ぶことにより、いろいろなことが目につきました。今回、普通の議案の中で質疑すればいいのですが、せっかく墓地のテーマを取り上げましたので、ここで一般質問の中に組み入れました。それで、これから2件ぐらいは現場について、ちょっとお話ししていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私、何回か足を運びまして、ふだんの日にも問わず、一般の方の出入りが本当にあるなど。行きましたら、私ひとりですっと歩いているのですが、車の音が聞こえたり、人が来たり、ふだんでも人の出入りがあるのだなということがわかりました。墓地については、お参りや掃除をする人たちにとっては、ふだん来られない分だけゆっくり時間の許す限り、墓に眠る祖先の人たちと面会をして、私はコミュニケーションをする場所だと思っております。そんな中で現在ですが、あの墓地の一番奥ですか、一番奥が今専用駐車場と言われていますが、駐車場約325平米ありまして、車七、八台ぐらいとめられるようになっておりますよね。

そんな中で、地蔵様の横の駐車場からその一角に、約4.2平米のトイレがございます。これははっきりではないのですが、調べましたら昭和31年ころに建設されまして、かなり年数の経過により、現場を見ていただいたらわかりますが、老朽化も進んでおります。そんな中で老朽化や、今にない使い勝手が悪いとか、特に私は高齢者の方には

大変厳しい環境であるのかなということ、そろそろ改修の時期にも来ているような感じがしました。

また、あの周辺にお参りや掃除など終えた後、ちょっと腰をおろして休めるような場所もあったらいいのかなと思いました。この辺、トイレと休憩場所について、ちょっとこの点についてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 駐車場に附随しているトイレにつきましては、私も大分年数たったなど、古いなど承知しておりますが、議員おっしゃるように隣接地が区画外墓地であることから、どこに過去のお墓があったのかということが把握できていませんので、現状として新たな建設用地を確保することが難しいということもあります。今後、上屋の改修、または現在の用地の範囲内で、建てかえが可能かどうかも含めて調査していきたいと思えます。休憩場所につきましては、トイレと同じ理由から、建設用地の確保が難しいことから、現時点においては建設する考えは持っておりません。

参考までなのですが、古いのですけれども、トイレ清掃も行っております。高齢者就労センターに委託しまして行っていますが、6月、7月、9月の月は月に2回、8月については月に6回清掃しております。

以上でございます。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） ゆっくり墓参りのできる環境整備ですか、特にあそこへ行きましたら、トイレというのは欠かせない場所でございますので、いろいろな形で頻度とかそういうのを問わず、その辺の改修についてはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、階段とか手すりとか、転落防止柵についてちょっとお伺いいたします。

墓地へ行かれています方は御存じと思いますが、こちらから行って左側ですか、山手側、西側の一番高い場所の墓地ですか、あの付近になりますか、多分、確認はされていることと思いますが、道路入り口より約24メートルぐらい歩きましたら、石段がございます。幅員が1メートル60センチですか、一つの高さが約15センチで、30段の階段がございます。これも老朽化に伴いまして、できれば新しくしたり、また階段を行くために、手すり関係もあれば本当にお参りする方には、優しい環境かなと思いました。

そこでその階段を上りきったら、西側の一番奥になりますが、約75件分ぐらいの墓地がございます。その方々がいつもその辺を歩いていかれると言ったら、これはちょっと若いといいけれども、お年寄りは大変だよなど、つくづく感じたわけでございます。その階段を上りましたら、左側の前列部分になりますが、前側ですか、歩道部分も少なく目の前を、下を見るとちょっと転落しそうな感じがいたします。高さが、先ほど階段のあれが1段15センチですから、30で4メートル50、少なくとも5メートル弱はあの高さがございます。その部分ですか、前の列の延長をはかりましたら、約40メートル50センチぐらいの距離がありまして、そこの部分に私は転落防止柵、大げさでなくてもいいです

から、フェンスなどを設置したらどうかと、そういうような思いをしたわけでございます。

それと、あと駐車場の向かい側に桜の木がありますが、桜の木の下側に8メートル50くらいですか、仮設の手すりもございます。あれも大分古くから使われていると思いますので、できればあの辺も、もうそろそろ新しくして、変えて環境整備をしてもいいのかなと思いました。細かい部分で大変申しわけございませんが、墓周辺整備の一貫事業として、階段、手すり、フェンス等を取り上げましたので、この辺についてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の質問の前に、先ほどのトイレの件なのですが、財産台帳で確認できましたトイレの建設年は昭和52年8月9日新築と、そのようになっております。結構やっぱり古いですね。

それでは、今の質問に入らせていただきます。

今の質問の箇所、これは昭和57年に造成した2号地のところだと思いますが、造成後現在までの36年間、この36年間で転落事故は一度も発生しておりません。転落防止柵の設置の必要性は低いと考えますが、御意見として伺っておきたいと、そのように思っております。

一方で階段につきましては、近年、町民の方々の高齢化率が高くなっていること、そこらを考えますと、比較的長い階段ということもありますので、手すりの設置とともにこれも調査していきたいと、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） それでは議題に入る前に訂正させていただきます。大変失礼いたしました。昭和52年ということで書きかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

安全で安心してお参りのできる環境整備ということで、先ほども言いましたけれども、本当にゆくゆくはその場所に皆さんが安心していけるような環境ですか、そういうつくりもよろしく願いしたいと思います。

先ほども話の中にありましたように、人の寿命というのは、男性、女性合わせても平均寿命ですが、84歳ぐらいの生涯をもって火葬されまして、浄土へに行くような形になります。この火葬の歴ですか、火葬の歴史については、ヨーロッパでは日本の新石器時代から始まっていると、また、こっちのアジアでは仏教とともに普及したそうでございます。その意味というのは、死に対する恐怖や汚れをはらう考えということだそうでございます。

そういうことで、陸別の火葬場ですか、現在の建物、平成21年の3月より使用開始されております。今は昔と違って、墓地と火葬場を一緒の場所につくるというのは、だんだんなくなってきました。今、考えると場所的に、シーズンを通した環境などを踏まえる

と、足を運んでいて、特にここでなくてもよかったのになと感じたところがございます。そこでちょっと失礼な言葉になってしまいますけれども、年間どのぐらい火葬場が使用しているのか、最近の数字でよろしいです。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 火葬場の利用状況、ここ数年の動きということですが、一応、参考までに10年ぐらいいさかのぼって調べてみました。平成20年、35件、平成21年、34件、平成22年、43件、平成23年、50件、平成24年、37件、平成25年、29件、平成26年、30件、平成27年、36件、平成28年、34件、平成29年、27件。なお、この件数には部分火葬、また、亡くなった胎児、死体火葬、土葬改葬による火葬もこの数字の中に含まれているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 残念な話ですが、本町の規模では結構多い数字かなと思います。それで、私の最後の質問になりますが、今回、一番伝えたいことは墓参道路でございます。

道の駅の駅前から道道津別線を走りまして、約550メートルぐらいですか、行きましたら左側を左折すると、墓地や火葬場のほうに入っていきます。この道路を僕たちも墓参道路と言っているのですが、平成23年ですか、平成23年に道道津別陸別線の道路改良がありまして、入り口より約100メートルほどですか、帯広建設管理部のほうで改良工事が終わっております。そこはやはり今の道路基準においた幅広いい道路になっております。こっちから行きましたら、円覚寺の入り口から火葬場の入り口まで、これ車で走った距離ですから、その辺ちょっと頭に入れておいていただきたいと思います。約500メートルぐらいございます。

これ昭和58年ですか、58年に施工され何か年か、二、三年かそのぐらいで施工されている道路だと思います。それから、勘定しましたら、結構年数も経過している道路でございます。この前、陸別新聞の中にもありましたように、毎年ボランティア活動で墓参道の草刈り、清掃等、陸別の林業業者の方が行っているということで、大変ありがたい話だと思っております。

何しろ墓参道路ですが、御存じと思いますが、当然、勾配がきつく、坂道で、これも概算ですけども約8%ぐらいですか、8%といたら車で走るといたら、相当ちょっときつい感じですよ。また、車道の幅員も5メートル、片側2.5ということで、大変狭い道路でございます。それで墓地まで運転していて、皆さんも感じると思いますが、まず一つについては急な坂道であると。次に、道路幅が狭くて接触事故がおきそうな感じがあると。三つ目には、カーブが非常にきつく、見通しが悪いところが2か所ぐらいございます。

特にここからがちょっと重点なのですよね、特に春先、冬期における降雪や路面凍結によって、スリップしやすくて大変危険で、目的地に行くのが困難であるということで、

これは道路を維持管理している方も運転操作をしている方も、ちょっと怖いときがあるという声も聞かれます。

そういうことで、本当に私もそのまま実感いたしまして、苦情の声とかそういうものを耳にしたわけでございます。利用度も考えましたら、当然、彼岸、お盆ですか、そして命日だとか納骨だとか、先ほども町長からお話がありましたように、葬儀、年間平均しましたら、残念なことだけれども、30件以上もあるということから考えてみると、非常にわからない中で多く利用されているのが現状でございます。私も今回、数日間足を運びまして、必ずと言っていいほど、そういう日にかかわらず、人の出入りも目に見えないところで行われていると。ふだんの日だから来ないだろうなと思っても、ふだんの日に行ってみたら、車が数台来たりとか、お参りに来ている方がいらっしゃるということで、以上のことから今の現道を上のほうから勾配を下げながら、拡幅改良するか、または東側から新設を検討するか、いずれにしてもこの墓参道路については、そろそろ見直しをかける時期に来ているのではないかなと思いました。この件について、ちょっとお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員の調べていただいたとおりでございまして、あの本線につきましては、昭和58年から昭和60年にかけて道路整備が行われました。平成23年に道路の改良工事に伴い、線形の改良がなされ、現在の道路となっております。

また、冬道対策として円覚寺から火葬場付近までの区間に、滑りどめ舗装を行っております。今後も草刈りや除雪、また焼き砂の散布などを含めた道路維持に努めてまいりたいと思います。なお、必要に応じて道路整備の調査をしていきたいと、そのように考えております。

現状としましては、あの沿道にお寺またお墓等がある上、土砂流出防備保安林に指定された部分があることから、拡幅、また道路線形といった形状を変えることは、非常に困難であろうと、そのように思っておるところでございます。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今回、墓地に関連する事項についてお話ししましたがけれども、ぜひ費用対効果とか、利用頻度などを求めずに、私は前向きに検討していただきたいと。今、町長からいろいろな形で総体的に検討してくださったり、いろいろな御意見も聞きましたので、今後ともこの墓参道路については、そういう意見もあるということを入り込んで、考えていただきたいと思っておりますので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮川 寛君） 2時ちょうどまで休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時59分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7 番谷議員。

○7 番（谷 郁司君） 6 月定例会における私の一般質問の時間を有効に使いたいと思います。そういう意味で、質問に入る前に選挙管理委員長、私、今回出したものは3月の定例会のときも出した案件なのですけれども、あのときは私の都合によりまして、委員長にわざわざ来ていただいた中で大変失礼しました。そのことと同時に、今回、私の拙い質問に対して、お答えいただくべく出席していただいたことを厚く感謝申し上げます。

私の質問の中で、私の性格上、多少なり勘にさわるような質問もあろうかと思えますけれども、その辺を御容赦願って、あくまでも私の考えを委員長が酌み取っていただければ幸いです。

私、通告の中で、若者の選挙投票権について何うということを出しているのですけれども、各新聞、マスコミによりますと、昨年の衆議院選挙ですか、そのときの中で全国に1,791市町村ある中で、全国では90町村が若い人たち、若い人たちというか、私が解釈した限りでは学生ということですね。今回は18歳から選挙権を得られるようになりましたので、18以上の学生、高校、大学生、その中で90町村のうち3,462の方が選挙権を有しなかったと、そういう報道と、全道的には9町村なのですけれども、451あると、それから十勝では3町村で226人の方が選挙できなかったと。当町においては、42人の方が選挙できないという、入場券が発行されない、投票権がなかったと。

そういう実態があるということが各マスコミで出されたのですけれども、このことについては1954年ですね、昭和29年、これが最高裁で住所をその時点で有していない者は、選挙権がないような解釈をしてみたと思うのですけれども、私の記憶では昭和29年以降にすぐなような気がしない。つい10年ぐらい前から、この学生の選挙権がないというように見受けられるのですけれども、10年以上たつかどうか。昭和29年にさかのぼってはいないと思うのですけれども、この事態については、いつごろから学生の選挙権がなくなったのかというか、僕に言わせれば消えたのか、その辺について委員長はおわかりでしたらちょっとお願いします。

○議長（宮川 寛君） 石川選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（石川忠義君） 今、いつごろからやってなかったのかということなので、私も選挙管理委員会やりまして、まだ8年ぐらいしかありませんので、その前のほうはちょっと定かでないものですから、いつごろだったか明快に答えることはできません。

ただ、学生といいますか、私が担当するようになりましてからは、公職選挙法の施行令の12条というのがありまして、12条というのは調査権があるわけですね。それで登録しようとするときは、選挙管理委員会は調査しなければならないとなっていてまして、調査した結果、登録すべきものでないものについては、登録することはできないというような形で決められています。それでその中を準用しまして、従来、私たちはやってきていた

ということでございますので、御理解していただきたいと思ひます。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 私、今回こういう質問をしていく中でいろいろ、憲法から公職選挙法、それから町条例などをずっと調べてというか、学習させていただいたので、今、委員長が言った12条というのはちょっと違うような気がするけれども、そういう細かい条項についてどうのこうの論争はするつもりはありませんので、その辺については委員長の考えは考えでいいと思うのですけれども、登録はあくまでも公職選挙法では9条で選挙権を有すると。これは日本人であればというか、日本国籍であれば18歳から選挙人名簿、この選挙人名簿に基づくものについては、結局、住基というのですか、住民基本台帳に基づいて登録するのですよという書き方で全般的になると。

そういうような中で、私、いろいろなものを調べていって、最終的に結論としては、前回の3月のときもそういう感覚で質問したのですけれども、日本人である以上は、憲法の話にもなりますけれども、そういう中でちゃんと保障されているのかかわらなくなるというのか、消された年金だったらまだあれですけれども、選挙権がないというのはおかしいと思って質問しているわけなのです。そういった意味からいくと、結局、登録をされていて、その中で住所を有しないというか、基本台帳から外れている人をどうするのかというのは、あくまでも選挙権のある人はどこかでしなければならないと。今回、総務省の判断では、どこかにある選挙権を生かしなさいという意味の判断だと思ひますね。

そういった意味で私は3月の質問の中から、今、事態が変わりまして、消すことのないようにというふうになってきたと思ひますけれども、そういうことで当選挙管理委員会としては、私の今言った消されることはないという判断でよろしいのかどうか、ちょっと確認したいと思ひます。

○議長（宮川 寛君） 石川選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（石川忠義君） 谷議員は、消されるという言い方をしておりますけれども、私たちのほうでは選挙有権者ですね、永久選挙人名簿に登録するときに、いわゆるその人は3カ月間、陸別にいるのかいないのかという実態、これを調べています。その結果、3カ月間の実態がなければ、これは公職選挙法施行令12条で、これは間違いないと思ひますが、登録することはできないと、実態がなければ、そういうふうに記載されていますので、私たちはそれを準用してきたわけです。それで前回衆議院のとき42人ですか、実際に登録されていなかったのです。そういう意味でございます。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 結局、選挙権を得られるというのは満18、今まで、改正前は20歳なのですけれども、私の資料によると、いわゆる法律の用語でいくと登録の抹消、28条の中に4カ月を経過した者については消えるのですよみたいな話は書いてあるので、その辺、先ほども言ったように、条項についての議論をするつもりはありませんので、その辺の感覚と、そして實際上そこに住所があるかないかというものについての調査という

のは、あくまでもいろいろなやり方があったと思うのですけれども、結局、学生の場合は目に見えてというか、先ほど言った全国で3,400人、それはやっぱり市の単位ではまずやっていないと思うのだよね。大概町村関係の小さいところ、大体どこの子供さんがどこに行っているか、どこの学校へ行っているか、陸別にいるとかいないとか、町村にいるとかというのがわかる範囲でやっていると思うのですけれども、住所を有しない実例ということだけでいけば、必ずしも学生だけではないと思うのですよね。

というのは、出稼ぎしているとか、あるいは寮に入っているとか、一時的に、バイオレンス的なことで住所を明らかにできないとか、そういう実例のある人たちは選挙権はなくなっていないと思うのですけれども、学生だけが今回これにあれだということは、結局、マスコミにも取り上げられたし、それを憂だと思って2016年ですから、2年前の私に選挙権があるはずなのに何で投票、入場券は来ないのという話から、こういうことになったということなのですから、その辺については俗に言う学生以外の一般の方は住所が有しないとか、そういう実態を調べながら選挙権がなかったという実例はありますか。

○議長（宮川 寛君） 石川選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（石川忠義君） 今、谷議員からの質問で、4カ月とありましたのは、これは転出して4カ月たつと消えますよと、これは名簿登録からも落とすということで、永久選挙人名簿から落としますよと、そういう意味になります。

今、質問に出ているのは、これは登録をするかしないかという話でございます。新有権者ですね。永久選挙人名簿に1回登録されますと残っていきますから、これは登録者ということになります。登録されますと、当然、選挙のときには入場券が行くという形になります。

だから、先ほどからも言っていますように、そこに選挙権あるかどうかと、新有権者について公職選挙法施行令第12条で実態調査をした結果、そこにはないということで、参考までに申し上げますと、衆議院議員の選挙ですね、平成29年10月に行われました。このときの実態調査は50人ほどしています。そして、そのうち登録されたのが8人、そして登録されなかったのは42名、これは先ほど言いました42名という数字はここで出てきます。この人方については、個人に、事務局からの調査を行いまして、さらにこの人方については郵送で、「あなたはここにいないからどうなのですか」という実態調査をしています。それで、その結果に基づいて名簿登録はしていないと。そのときに住所で違うところがあったら、そちらに住民票を持って行ってくださいというような通知もしています。それを持って登録しないでいるという形でございます。今まではそうやってきたということでございます。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） ちょっと質問が行ったり来たりで、ちょっと忘れないうちに聞きたいのですけれども、今まではそういう実態の中ですけれども、今後は3月28日に総務省から出された通達の中では、そういうようなことをしないようにというふうになったの

で、当町は、しないことになっているのですよね。

○議長（宮川 寛君） 石川選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（石川忠義君） これは私の推測ですけれども、かなり前の衆議院選の関係で、新聞や何かにかなり出ていた関係があるのかなと思いますけれども、そんな関係で総務省のほうから通達が出てきました。

これが先ほど言いました30年3月28日、この辺は通達が来ています。この中で住民基本台帳と整合性をとってくださいと。それから、選挙権というのは、基本的にあるべきものであるというような書き方になって出てきています。ですから、今までこういう措置が全然出てきてなかったというようなことから、それから選挙することに留意すべきであるというような言葉も入ってきています。その通知の中に。したがって、これらのことを勘案して取り扱いを変えていこうということになってきました。

よろしいですか。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 私もそういう考えで今まで思っていたのですよね。ですから、今、委員長が言ったように、調査をして登録の時点で住民基本台帳から見ていないという判断を、さっき私に言わせれば消されたと言ったのは、委員長にすれば違うという言い方をしたけれども、私的にはやっぱり實際上、憲法でも保障されていると思うのですよ、選挙権というのは。そういう中で、何らかの形で投票をできるような選挙を与えるということを考えないと、ただ単に住民基本台帳と実態の形がほかのところに行っているのにどうのという、やっぱりそういうことだけで選挙権を省くというのはまずいと、私は常々思っていました。

そういった意味で3月のときだったのですけれども、今回6月の段階で、今、委員長が言いましたように総務省からね、全国的に先ほども言いましたように、3,462人の若い人たちが投票できないというか、選挙権がないという実態の中で、何万人いるかわかりませんが、そのうちの3,400という意味を考えたときにどうなのかというのではなくて、やっぱりこれは選挙権を与えられるということは、これは民主主義のイロハですから、一人一人に与えられると。そういった意味から、単純に住民基本台帳から見ていないから、選挙権を与えないというか、何というのかな、出さないというのは問題だと私は常日頃思っていますので、そういった意味で委員長としても今後考え方を、先ほども言いましたように最高裁で判例が出ていたのは、昭和29年ですよ。それから何年かそういうものを実行されないでいて、10年くらいたつたかどうかぐらいだと思うのですよ。この消されたと言ったら、委員長また怒る、気分を害すかもしれないけれども、僕は少なくとも、そして十勝の場合に限って言いますと、隣と合わせて3町で226人ですか、あとのほかの町村、帯広市を含めてもそういう実態調査をして、選挙権がなくなるということにはしていないのですよね。

そういった意味からいくと、決して合理的な判断ではなかったのではないかなと、私は

思います。そういった意味を言うと、委員長はそうでない、法律に基づいてやったと言われるかもしれないけれども、私としては日本国民である以上、選挙権を与えるということ憲法の15条の中にあるということを見ています。条文を読んでみますと、保障するというふうになっていますから、そういった意味で公務員の選挙については成年、いわゆる18歳による普通選挙権を保障するという、憲法で保障されているものを実現していかないと、憲法が先か法律が先かという問題ではないと思います。

法律はあくまでも憲法に基づいてつくられているので、その辺の解釈の仕方で行ってほしいと思うし、今、委員長が言ったように、通達に従ってそのような方向でしていくということでもありますので、その辺やってほしいと思います。

そういった形の中で、先ほど民主主義の原点と言いましたけれども、私はやっぱり近年、若い人たちが選挙離れを起こしているというふうについては、選挙に対する無関心層というのかな、簡単に言えば自分に選挙権があっても、あると思っていなくてもないというそういうダメージというのかトラウマにかけると、当然、次の選挙があっても選挙権をもらっても、前回もしなかったし、おれの1票ぐらいどうってことないだろうみたいな発想につながるということは、私は民主主義の原点から外れていくと思うのね。

だから、そういった意味でやっぱり法律の解釈によって選挙権がなくなるというのか、できなくなるというのは、ゆくゆく日本の将来にも懸念すると思いますので、その辺については十分考えていかなければならないし、選挙権をなくすと言ったら、またあれですけども、与えるように委員長として考えてほしいと思うのですけれども、どうですか、私の考え。

○議長（宮川 寛君） 石川選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（石川忠義君） 私も国の方針に基づいてやっていたのですけれども、従来、昭和29年ですか、いわゆる裁判のあれでもって、住所を現実には下宿や何かの場合は、下宿しているところに現住所があるので、生活圏はあるのですよという判断が出されてきていましたので、それに基づいてきていたのですけれども、今回、総務省からの通達で、選挙権は国民の基本的な権利であり、投票の機会が得られるようにしていくことに留意することが必要であるというふうに明確な通知が今度来たものですから、それを踏まえて6月1日で、これを改正しようということになってきています。

ただ、あくまでも本人に通知文を出していますけれども、本人の通知文については、こちらがやはり生活圏は下宿先にあるのですから、どうぞ住民基本台帳を移してくださいということも忘れずに、つけ加えて連絡をしております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） ちょっと外れるような質問になるかと思うのですけれども、憲法の14条に法のもとに平等でというふうにあるのは、委員長御存じだと思うのですけれども、これはいかなるものであっても、先ほど言った学生の場合に限ってね、下宿しようが

何しようが住所を基本台帳に基づいて、そして出生届を出せばそこに住民票として、そして18歳、二十歳になれば選挙権あるという、それはずっとの継続的な問題なのですよね。その中で選挙権と一体になる場合のときは18歳を迎えて、公職選挙法の改正で18歳からもらえるようになります。そういった意味で外すということは、法のもとに平等ではないと私は思うのですよね。

いかなるものが、先ほど言ったように普通一般の人たちが単身赴任で長く、何年もという人もいます。そういった人たちは、生活圏は陸別にあっても、住所は東京ですよという人だっていると思うのですよね。そういったようなもので外すということは、大人になったかどうかのとか、今、18歳になった途端に選挙人名簿の登録の中に載らないという発想が、ちょっと違うと思うのだよね。

だから、そういった意味で当然、選挙権を与えて、そして選挙を行使するしないは本人の自由意志ですから、でも選挙権がないと何ぼしたくてもできないという、そういう不平等性をなくして行ってほしいと、私は思います。

それと学生の場合は、委員長、私は住所というのは下宿しているとか、あるいは寮に入っているとかそういった場合、また、親戚の家にいるとかという場合においても、すごく住所は不安定だと思うのですよ、学生の場合。だから、それを固定的に住所を移して選挙権を得なさいというよりも、現在、親元の中で生活している中で選挙権が来れば、親元に帰ってきて選挙権を行使するという姿勢というのは、僕は大事だと思うのです。

ですから、言い方は悪いけれども、学生のうちに住民票を常に動かしていたら、住所不定というふうにはならないかもしれないけれども、不安定な中なので、私は少なくとも今のままで、あと本人の意志ですから、住所を移す移さないは。だから、そういった意味からいくと、余り住所を移しなさいというよりも、今までどおり、そして他町村と同じように選挙権も登録するという姿勢でいてほしいと思うのですけれども、そういう面についてはどうですか。

○議長（宮川 寛君） 石川選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（石川忠義君） うちではそういうことで、今、谷議員が言ったとおりで、今まで載っていなかった31人について、6月1日現在で登録しております。登録はして、本人に登録しましたよという通知も当然しています。ただし、その中で生活の本拠地は、今、下宿している先にある、下宿というか、住所を移している先にあるのであれば、そちらに住所を移してくれというのを申し添えながら、登録したところでございます。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） そういう形は、もちろん委員長としての立場上で指示していくのだろうと思うけれども、私は住所を移すことについてのリスクというのはあると思うのですよ。というのは例えば陸別町の条例の中で、つい最近できた介護職員などの資格修得に関しての助成、この要件の中には陸別の住所を有する者となっているのですよ。というこ

とは、学生の時代というのは先ほども言ったように不安定ですから、どういう社会人として生きていくのかというところで、住所まで動かしてしまうと、何年単位になるかは別としても、こういう資格をもらうのに陸別のものを受けたいという、これは今言った一例ですけれども、ほかにもあると思うのですよ。陸別に住所があることによって、陸別の行政サービスを受けられるという、そういった面からいくと、住所を移さないほうが、親元から来て、生活圈、生活圈というけれども、僕は学生だったら、特にアルバイトでそのまんまで、札幌へ行ったら札幌のまんまはというのは余りあり得ないと思う。親元へ来て、陸別でアルバイトするとか、そういった意味を考えると、必ずしも住所を常に持って歩くという方法は、僕は余りにも煩雑すぎるのではないかと思うので、今までどおり住民基本台帳に基づいて登録しておいて、そして選挙入場券を出して、そして遠くにいる人は不在者投票もできるだろうし、地方選は別として国政の場合であれば期間がありますので、そういった意味で行使できるような方法でいけば、あえて住所の異動を率先して促さなくてもいいと思うのですよね。そうすることによって、先ほど言ったような陸別なら陸別の行政サービスを、恩恵を受ければ、やっぱり恩返しの意味で陸別に就職して、陸別を盛り上げられるという形になるけれども、住所まで移してどうのとなったら、もうお世話になりました、次のところで頑張りますで終わってしまうような可能性も、これは全部が全部ではないですよ。だから、そういった意味からいくと、住所を移さないで、そのまま陸別の中に固定した形と。

これは必ずしもリンクしていることではないと思うけれども、ことしの広報りくべつを見て、4月、5月、あれを見ますと、46人の人口が減っているというふうになっているのですね。世帯数も20だから、まあまあなのかなと思うけれども、こういう今までの流れで、学生さんたちが住所を移した数字なのかなと思う面もあるので、そういった意味合いからいくと、それから陸別の人口のカウントも住民票に基づいてなっているという以上は、動かさないで陸別の住民として地方交付税なり、あるいはそれなりのいろいろなものの恩恵を受けるという形は、とっていかなければならないのではないかと思うのですけれども、その辺の今、委員長言ったように促すということは、それは委員長として考えはいかもしれないけれども、そういったものは積極的でないほうがいいのではないかと思うのですけれども、どうですか。

○議長（宮川 寛君） 石川選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（石川忠義君） 私たちのほうも一応、これを実施する上においては、決裁をとって、事務等の整合性をとってやっていっているわけですが、今までは実態調査を重点的に実施してきたということは事実です。この6月1日からは住民基本台帳に基づいてとりあえず今やっています。そして、特に実態が伴わない場合は総務省からこういう、前にチラシを回覧したと思うのですが、ありますから、そちらに移してくださいということを指導しなければならないとは思っています。

ただ、うちらとしては今回の実施の中で、今後、町選管による居住実態調査を行わない

でいこうというような基本的な考え方を持っています。ただ、これが明らかになった場合は、選管としてはやらないといけなくなったらやらざるを得ないかなと思いますけれども、原則としてはこういう形で進んでいきたいなというふうに思っています。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 事務的な煩雑で、ほかの町村は何で陸別のような形をとらなかったといっても、やっぱり若者の数というのか、学生の数というのは相当な数なので、それを実態的に調べれないという要素があったと思うのですね。だけれども、当町においてはどこの子供さんは、どこの大学へ行っているよというのは、大体だと思いのですが、100ではないと思うけれども、そういうわかった範囲の中で実態調査ということだと思いののですけれども、この辺は個人情報秘密というか、そういった可能性にも触れる面もあると思うので、私はあえてしないで進めると今、委員長が言ったとおりで、今後、あくまでも憲法に保障されている投票権を与えるようにして、ここで明らかに遠くへ行って勉強しているとわかっていても、それはあと入場券さえ、多分、入場券は私は個人個人ではないと思うのですよ。親元にいけば、親元に一括して送っていると思うのですね、そういった意味で結局、返ってくることはないと思うのです。入場券はね。

そういった意味で、あとは親御さんと子供さんが投票する国政レベルであれば、なっているよといったら、不在者投票の手続をとるか、あるいは親の顔を見たくて帰ってきて投票するかという、そういう可能性だって出てくるので、僕は1人1人に出して、住所にいませんということで返ってきたのなら別だけれども、それでない限りは、大いに入場券をとるか、登録しておいて出すような方法をとっていただきたいと思います。その辺についてどうですか。

○議長（宮川 寛君） 石川選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（石川忠義君） 先ほども言いましたけれども、6月1日現在で登録をしておりますので、それは登録された世帯にまとめて、入場券が発送されることだと思います。あとは、世帯でどういうふうに判断するかということになります。そういうことで、今後は個人的な感覚も出てくるのかなと、その家庭のですね、そこまでは選挙管理委員会には関知できないということになりますので、御理解していただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） くどいようすけれども、この登録の場合で、1年前かわからないけれども、1年に一遍というか、3月か4月だったのですけれども、今、3、6、9、12と、3カ月置きに登録手続をとるのですよね。そういった意味できめ細かく、18歳の場合は高校在学中である人もいますので、そういった意味できめ細かく登録して、入場券を出すようにやっていただくことを、私は、今の答弁で安心しました。

そういった意味で、今後、いろいろな形で、憲法の中にはちゃんと保障されているから、僕は法律よりも憲法が先だと思うのだよね。そういった意味で、憲法の14条では平

等ですか、そして15条には保障するという事になって、公職選挙法の9条では登録するようになっていきますので、そういった意味を実行していただきたいことを強く求めまして、私の質問終わりたいと思うのですけれども、最後に委員長、私もお礼を申し上げますけれども、大変拙い質問で申しわけございませんけれども、最後にお答えをお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） 石川選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（石川忠義君） 憲法もわかっていますし、公職選挙法もわかっていますけれども、残念ながら公職選挙法の中には、3カ月以上の居住期間という条項も入っています。これは特殊条項でもって、憲法と関係なく入ってきております。そんな関係がありまして載らないという可能性、ここは何かといったら、居住実態調査でそこであらわれてくるわけですね。そんな形もありまして、今まで載らなかったというケースもあったということでございます。

今後は、先ほどから説明していますように、住民基本台帳を基本に、とりあえず考えていこうというふうに思っていますので、よろしく御理解していただきたいと思えます。

○7番（谷 郁司君） 議長、ちょっと最後と言ったけれども、しつこくもう一つお願いします。いいですか。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、委員長が言ったけれども、公職選挙法には選挙権を有しなくなった者が、他の市町村の区域に住所を移したと知ったときは、遅滞なくその旨を当該地の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならないとなっているのですね。だから、「陸別にいませんよ」、「そうですか」ではないのですよね。どどこにいますから、そちらの選管でちゃんとしてくださいという意味の条項だと思うのですよ。これは違うのかな。第11条のただし書きのほうにあるのですけれども、そういった意味でお願いします。

○議長（宮川 寛君） 石川選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（石川忠義君） 今、公選法をちょっと、きょう持ってきてなかったものですから、申しわけありません。11条のほうには、選挙権はありますよというふうになっていると思います。選挙権ですね。11条でないほうに、選挙権を有するには、3カ月以上居住しなければだめだと、その場所に、そして初めて選挙権が発生しますというふうになっております。そちらのほうを読んでいただければわかるかなというふうに思います。よろしいでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 時間あるからもうちょっと議論。水かけ論になるかもしれないけれども、私が言っているのは4カ月、3カ月で、もしないとしても、なくなった旨を調査したら、どどこにいるというのがわかるわけでしょう。だから、そっちにいるから陸別にいないという言い方をして、陸別の登録を省くのであれば、行っているところがわか

ば、そっちの選管に連絡しなさいよということを、私が言った条文の中に、これは第11条の、施行令で出ているのですね。そういった意味で実行してください。

ですから、どこにいても日本人である以上は、選挙権はあるということを常に委員長、思ってください。なくしては、なくして削ったといたらまずいけれども、意味合いとしては、だからどこかで選挙できるような方法を常に考えてほしいと思います。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時36分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁をお願いします。

石川選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（石川忠義君） 先ほどから説明してありますとおり、6月1日において総務省通達を重視して、選挙権は有するような方向で取り扱っていかうというふうにやっております。

したがって、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） これで、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時38分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める 意見書の提出について

○議長（宮川 寛君） 日程第3 意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

○事務局長（早坂政志君） 地方財政の充実・強化を求める意見書。

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面しています。

一方、公共サービスを提供する人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかなサービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるため、これに見合う財源が必要です。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や公的サービスの産業化など、地方財

政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に、トップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されます。インセンティブ改革とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

また、自治体基金は景気動向による税収の変動、人口減少による税収減や地域の実情を踏まえた政策課題に対応する目的で積み立てており、財政的余裕によるものではないことから、基金残高を地方財政計画に反映させて、地方交付税を削減するべきではありません。

地域で必要な公共サービスの提供を担保するための財源保障が地方財政計画の役割です。しかし、財政健全化目標を達成するために歳出削減が行われ、結果としてサービスが抑制・削減されれば、本末転倒であり、住民生活と地域経済に大きな影響を与えることは明らかです。

このため、平成31年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記。

1、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の充実など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。また、消費税・地方消費税の引き上げを予定どおり平成31年10月に実施し、社会保障財源に充てること。

2、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要と、公共サービスの提供に必要な人員を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

3、地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小すること。

4、住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。

5、平成27年の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税を算定すること。

6、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証

した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税(所得税、法人税、酒税、消費税)に対する法定率の引き上げを行うこと。

8、地方自治体の基金は、平成16年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突然の政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月。

北海道足寄郡陸別町議会議長、宮川寛。

○議長(宮川 寛君) 提出者の本田議員から趣旨説明を求めます。

本田議員。

○4番(本田 学君) [登壇] 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に当たり、御説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、ただいま事務局長が読み上げたとおりであります。

平成30年度の政府予算は、一般会計総額が9兆7,128億円と、6年連続で過去最大を更新しました。基礎的財政収支、プライマリーバランスの赤字額は、1兆3,902億円となり、税収の伸びの予想に比べて赤字改善は限定的となっています。

地方財政の見通しについては、前年比0.3%増の8兆9,000億円となり、一般財源総額は6兆1,159億円と、前年を上回る水準を確保しています。地方交付税は、地方税の増収見込みを受けて、2%減の1兆85億円、臨時財政対策債は1.5%減の3兆9,865億円となり、交付税の減額を押さえ、2年ぶりに減少に転じました。

地方財政全体の枠組みを示す地方財政計画の歳出は、ピーク時の平成13年の89.3兆円から86.9兆円と減少しています。その内訳は、社会保障費の拡大に伴って一般行政費が16.5兆円の大幅増となっており、給与関係経費と投資的経費の削減により、歳出の伸びを吸収、抑制しているのが現状です。

つまり増大する地方自治体の業務を削減された人員で支える構造となっています。こうした中、平成28年度から導入されたトップランナー方式は、民間委託などにより歳出削減を進めた自治体の経費水準を地方交付税算定に反映するもので、平成28年度、16業務が対象となり、平成29年度には都道府県事業の青少年教育施設管理と私立大学運営が

対象となりましたが、図書館、博物館、公民館、児童館等の管理については、地方団体の意見を踏まえ、導入そのものが見送られました。

このトップランナー方式では、窓口業務についても平成31年度の導入を視野に入れて検討することとなっていますが、窓口の委託化は全市町村の15%程度であり、自治体の平均レベルと言える状況にはありません。地方交付税は、どの地域においても一定の行政サービスを提供するための標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を踏まえるべきです。

また、財政制度等審議会は、平成29年に地方自治体における基金残高が、平成27年度決算で21兆円の規模となっており、10年前と比較して増加していることを理由に、基金残高を地方財政計画に反映するよう求めました。これに対し総務省調査により、各地方公共団体の努力により、基金積み立ての財源を確保していることが確認できたとして、平成30年度地方財政計画への反映は見送られました。

地方自治体では、厳しい財政状況を抱えながら国を上回る行政改革を実施する中で、子育て支援策の充実、保育人材の確保、高齢化に応じた医療・介護体制の構築、地方交通の維持などへの財源を捻出してきました。

さらに、今後は地方版創生総合戦略の実行、老朽化する公共施設等の適正な管理などの歳出が見込まれます。このように国の財政再建を理由とする地方財源の削減が懸念されていますが、本町のように財源の多くを地方交付税に依存するまちにとって、安定した交付税が継続して交付されることが財政上必要不可欠であります。それぞれの自治体にとって優先的政策を選択し、弾力的な行政を可能とすることが、地方での政策や人口減少対策に欠かすことができないものであることから、地方交付税の財政保障機能・財政調整機能の強化と小規模自治体へ配慮した対策を求めます。

この意見書については、町内の労働団体からの陳情によるものでありますが、私といたしましてもこの内容に賛同し、国に対して提出したいと考えておりますので、ぜひとも議員各位の賛同をいただきたく、よろしくお願ひしたいと思います。

簡単であります、趣旨説明といたします。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、意見書案第1号を採決します。

意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見書案第2号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について

○議長（宮川 寛君） 日程第4 意見書案第2号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読をしてもらいます。

○事務局長（早坂政志君） 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書。

平成29年7月7日、ニューヨークの国連会議において核兵器禁止条約が加盟国の約3分の2に当たる122カ国の賛成で採択された。

この条約では、核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道上の帰結を深く憂慮すると、結果として核兵器が完全に廃絶されることが必要であり、「ヒバクシャ」及び核兵器の実験により影響を受ける者にもたらされる「容認しがたい苦しみと害」に留意したとき、国際法、国際人道法、国際人権法を遵守する必要があるとしている。

また、この条約は、核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用又は使用の威嚇など禁止し、核兵器完全廃絶への枠組みを示している。

世界には、多くの核兵器が存在し、核保有国とその同盟国などが、核抑止論に固執し続けて、核戦力開発と近代化によって核兵器使用の危険性が高まりつつあり、人類の生存への脅威となっているが、核兵器のない世界の達成こそが、世界の最上位の公共善であり、安全保障上の利益に資することである。

核兵器禁止条約は、核保有国とその同盟国に対して、道義的、政治的に拘束するのみならず、たび重なる国連安保理決議を無視し、核実験とミサイル発射の愚行を繰り返し、国際社会の脅威となっている国に対しても最大の警鐘となるとともに、国際紛争を解決する手段として、武力による威嚇または武力の行使を永久に放棄するとした日本国憲法に照らしても、人類史上における二度の被爆国として、政府はこれを支持し推進すべきである。

よって、日本政府が一刻も早く核兵器禁止条約に署名し、批准することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月。

北海道足寄郡陸別町議会議長、宮川寛。

○議長（宮川 寛君） 提出者の谷議員から趣旨説明を求めます。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君）〔登壇〕 この意見書を提出するに当たり、各議員の皆さんの御理解と御協力のほどをよろしく申し上げます。

それでは、趣旨説明を行います。

この核兵器禁止条約は、50カ国が批准した時点から90日後に発効されます。

昨年9月20日には、ニューヨークの国連本部で署名式典が開かれ、賛同する国々に

よる署名と批准が始まりました。現在のところ59カ国が署名し、10カ国が批准しています。今後、発効に向けて署名した国々のさらなる国内批准手続きが行われていくことになっていきます。この核兵器禁止条約の採択に対しまして、歴史的な貢献が評価され、昨年12月10日には2017年のノーベル平和賞が、国際NGO核兵器廃絶国際キャンペーン「ICAN」に授与されました。

世界163カ国、7,579都市に加盟都市を持つ平和首長会議には1982年、昭和57年6月24日、ニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会で、荒木武元広島市長ですが、その人が世界の都市が連携をともにし、核兵器廃絶への道を切り開こうと、核兵器廃絶に向けての都市連携推進計画を提唱し、広島、長崎市長から世界各国の市長あてに、この計画への賛同を求めました。この平和首長会議には当陸別町長、野尻町長も加盟し、十勝全19カ町村が加盟しています。

2017年8月に第9回総会で、「人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる核兵器禁止条約の採択を心から歓迎する。核兵器保有国を含む全ての国に対して条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効が求められ」とする核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議を可決した。

つい最近ですけれども、12日、米朝会談で、唯一核兵器を開発しながら持っていた北朝鮮は、どのようになるかわかりませんが、平和的に核兵器をなくすという方向も、現在生まれております。

よって、当議会も核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論を添えて、唯一、戦争核被爆国である日本は率先して取り組むべきで、条約に署名し、批准することを強く求め、意見書を提出します。

ということを申し上げまして、提案理由といたします。

各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認め、意見書案第2号を採決します。

意見書案第2号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議案第2号議員の派遣について

○議長（宮川 寛君） 日程第5 発議案第2号議員の派遣についてを議題とします。
お諮りします。

お手元にお配りしております発議案のとおり、7月7日に札幌市で開催される札幌陸別会総会、交流会に久保議員を、11月6日に芽室町で開催される十勝町村議会議長会主催の議員研修会に議員全員を、11月17日に東京都で開催される東京陸別会総会、交流会に多胡議員、中村議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、議長発議のとおり派遣することに決定しました。

◎日程第6 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（宮川 寛君） 日程第6 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（宮川 寛君） これで本定例会に付託された事件は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年陸別町議会6月定例会を閉会します。

閉会 午後 3時00分